

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

74

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農業共済保険審査会の必置義務の見直し

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業災害補償法(以下「法」という。)第143条の2の規定により存置されている都道府県農業共済保険審査会(以下「審査会」という。)について、審査事案が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるよう必置義務を見直してほしい。

具体的な支障事例

【提案の背景】

本県においては、昨年県内4つの農業共済組合が合併・1組合化したことで、農業共済組合連合会が解散となった。

そのため、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」ことはなくなった。

また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て同率・据置きで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。

なお、連合会解散後は通常責任保険歩合を定める必要はない。

【具体的支障事例】

都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるほか、委員からは開催の目処がない審議会の委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮している状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

審査会に係る事務の負担軽減により本来業務の効率化が図れる。

根拠法令等

農業災害補償法第131条、143条の2
都道府県農業共済保険審査会規程

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

群馬県、埼玉県、福井県、静岡県、京都府、香川県

○ 本県では昭和 61 年 2 月以降、開催実績はなく、平成 16 年 9 月に審査会の在り方を見直し、非常設の審査会とし、審査案件が発生したときに委員を委嘱することとしている。平成 16 年 9 月以降、開催実績がなく、委員の委嘱もしていないが、事務軽減のため必置義務の見直しは必要と考える。

○ 本県においては、平成 22 年 4 月から農業共済組合が 1 組合化しており、法第 131 条の規定による審査を行うことがなくなった。また、昭和 61 年以降、農業共済保険審査会の開催実績はない状況である。長年開催実績がなく、今後の開催も殆ど見込まれないことから、必置義務の見直しが必要と考える。

○ 本府も平成 25 年度に 4 つの農業共済組合と連合会が合併し、1 特定組合化したことから、法第 131 条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」ことはなくなった。また、法第 142 条の 2 で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、共済掛金率の算定等、国から示されている作成要領に基づき、前例に従って機械的に算定する場合は、審査会への諮問・答申手続きを経ないこととしたため、平成 13 年度以降開催実績はない。現在、同審査会は「休止」扱いと、委員への委嘱は行わず、諮問事項が生じた場合に、その都度委員の委嘱（任命）を行って開催することとしている。

○ 本県では、来年度 1 組合化することが予定されていることから、農業共済組合連合会が解散となる。そのため、石川県と同様に、法第 131 条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」ことはなくなると考えられる。また、法第 143 条の 2 で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、開催は殆ど見込まれない状況である。（昭和 61 年以降開催の実績はない。）以上より、当該審査会の必置義務の見直しが必要と考える。

○ 本県は、平成 15 年に 1 組合化して連合会を解散したため訴が起こることは事実上なくなったほか、知事の諮問に応じた調査審議も過去に行ったことがなく、審査会を常設する必要性は非常に低い。必置義務の見直しにより、行政運営の簡素化が図られる。

○ 本県においても農業共済組合は県内単一の組合となっており、法第 131 条の規定の適用はない状況である。また、法第 142 条の 2 で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、昭和 56 年度以降、長期にわたり開催していない状況である。都道府県農業共済保険審査会規程第 5 条の規定により、審査会の委員の任期が 3 年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任していただく必要がある。

各府省からの第 1 次回答

農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行い、必要な法制上の措置を講じることとしているところ、都道府県農業共済保険審査会についてはご指摘のような問題があることも確かであるので、本件については、農業災害補償制度の全体の見直しの中で、問題を解消できるよう検討を進めて参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県農業共済保険審査会については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行うとのことだが、今後の具体的な検討スケジュールをお示しいただいた上で、本県の提案要望についても、そのスケジュールに沿った法制上の措置を講じていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

農業共済保険審査会の設置義務については、地方分権改革推進委員会第 2 次勧告の趣旨を踏まえ、制度を見直すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

家畜共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査会の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成 29 年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨ご説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

農業災害補償制度については、本年秋を目途に、共済事業の実施方法や運営組織のあり方等の検討を進めているところである。こうした中で、本件についても、問題を解消できるよう、引き続き検討を進めて参りたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(1) 農業災害補償法(昭 22 法 185)

(ii) 都道府県農業共済保険審査会については、現在、必ず設置することとされているが、農業共済組合連合会が存在しない場合には、都道府県が必要に応じて設置することを可能とする。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

17

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由事務の廃止

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

不動産鑑定士試験の受験申込について、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止すること。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

不動産鑑定士試験の受験申込については、書面による申請の場合には、受験者の現住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止する必要がある。

【支障事例等】

都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止することで、受験者の利便性向上を図る。

根拠法令等

不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、埼玉県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県

○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接送付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。

○例えば一部試験の免除申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合に受け付けの可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。

○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に

補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。

○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多い。

このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。

○電子申請と書面による申請の窓口が異なっていることは、受験者の混乱を招く。

また、本団体では昨年度も郵送・窓口合わせて700人以上の申請を受け付けており、事務処理が職員の大きな負担となっている。

本団体には、管轄外の住所地の受験申請者が例年多く来庁される。また郵送による間違った申請も多く、原則は本人に返送するが、期限ぎりぎりの場合は国に直接送付するなど、事務処理が非常に煩雑となっている。

○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。

○現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられないため、受験者が誤って申請した場合、期限内に受け付けできない可能性がある。

各府省からの第1次回答

国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。)においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。

また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。

もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。

また、支障事例に記載されている「期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる」との点については、期限までに都道府県に到達していれば、運用上、国に申請書が到達する必要はないため、支障事例にはあたらない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

書面による受験申込先が国土交通省だけになった場合であっても、受験願書の郵送が可能である。現在も電子申請による受験申込では都道府県を介さず直接国へ申請されており、受験に関する問い合わせも国土交通省土地・建設産業局地価調査課(不動産鑑定士係)に電話等で行うことができるので、受験機会の公平性は保たれ、また、利便性の低下は認められない。

実際、不動産鑑定士試験と同じ国家試験である司法試験が、受験者数が不動産鑑定士試験よりも相当に多いにも拘らず(平成28年度出願者数7,730人)、受験願書の提出は、司法試験委員会(法務省内)宛てに郵送する方法だけに限っており、受験に関する問い合わせ先も法務省としている。

現行の不動産の鑑定評価に関する法律の規定では、受験願書の提出は、受験者の住所地を管轄する都道府県主管課になっているが、住民票所在地に居住しない者、例えば、親元に住民票を置いたまま、他の都道府県の大学に在籍する学生は、どの都道府県に受験願書を提出するか、判断に迷うことになる。

受験願書の提出先を、直接、国土交通省だけとすれば、このような問題は生ぜず、むしろ、受験者の利便性は、向上する。

なお、支障事例は、「期限までに住所地の都道府県を経由」する必要があるが、住所地以外の都道府県へ誤った申請があった場合には、申請者に返送し、住所地の都道府県へ再提出してもらう必要があるが、締切直前での願書提出があった場合には、再提出が間に合わず受験機会を失うことになってしまうことを指摘したものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山口県】

現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請送付先誤りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされてい

る。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。

以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。

国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものとする。

【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】

●海事代理士試験

受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局

●一級建築士試験

受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター

※試験の実施に関する事務を委任

●測量士・測量士補試験

受付窓口:国土地理院総務部

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

各府省からの第2次回答

各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間で、書面での申請件数は、平成28年試験では、5都府県で100件を超えているものの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。

もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなる。一部の都道府県に確認したところ、当該都道府県の書面申請者の6～7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することになり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。

さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土壌評価への悪影響も懸念される。

司法試験においては、司法試験委員会あての郵送のみとなっているが、法曹三者(裁判官、検察官、弁護士)の登録や司法関連業務の監督等に都道府県が関与していないことなど、不動産鑑定士・不動産鑑定業と制度の建て付けが異なっていることから、同列に扱うことは適当ではない。

受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うことに比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものとする。

なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えることから、現行制度による支障事例にはあたらぬ。また、受験願書要領の記載ぶりなどについては引き続き工夫をして参りたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152)

不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

292

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けの廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けを廃止すること

具体的な支障事例

【現行制度の概要】

不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている。

【支障事例】

現在、都道府県で受理する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本省へ確認して修正することとなるが、すぐに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。

また、他都道府県の住所地の受験願書が届いた場合は受験者に返送し、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。

さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でないために受験者が混乱している。

【制度改正の必要性】

当該業務は、法定受託事務ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を経由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようなものは含まれていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正による効果】

受験申込みの都道府県経由という義務付けを廃止することで、国が直接受け付けている電子申請と窓口が一本化され、願書記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、受験者の利便性向上及び行政の効率化につながる。

根拠法令等

不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、埼玉県、兵庫県、鳥取県、香川県

○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接送付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。

○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。

○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申し込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多い。

このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。

○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。

各府省からの第1次回答

国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律（以下「鑑定評価法」という。）においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。

また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件（約80%）、電子申請が517件（約20%）となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。

もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民（受験者）の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。

また、支障事例に記載されている「受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でないために受験者が混乱している」との点については、試験に関する統一的な問い合わせ先として、試験案内やホームページにおいて国土交通省の担当部署を明記しており、今後とも周知に努めていく予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国土交通省は、都道府県を経由することとした理由は専ら「受験者の利便性」であることを認めたものと解する。受験機会の平等性の問題と受験者の利便性の問題は、全く別個の問題である。

本来、国民や住民への行政サービスの向上は、当該事務・制度を所管する団体・機関の責任と負担により行うべきであり、窓口への物理的距離や事務処理の遅延を懸念するのであれば省内の出先機関との協力体制を構築すればよいと思われる。

国土交通省は、まずは受験者の利便性のために導入した電子申請システムを検証・改善することが必要であり、単に電子申請の割合が低いという現状を前提に都道府県の経由を必要と結論づけるのは早計だと思われる。

窓口と受験者の住居が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁に受験書類を直接持参する場合」だけであり、本県が平成28年に受け付けた受験者のうち、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申込みがあった者の約1割しかおらず、そもそも県庁で書類を直接受け付けることとした合理的な理由も見当たらない。

郵送の場合は、直接国へ郵送することとしても受験者の利便性を損なうことは考えられない。逆に、受験案内に記載されていない事項の修正指示や郵送先が国交省に一本化されることで転居前の都道府県に誤って郵送された書類を受験者に返送していた問題も解消するなど、受験者の利便性の大幅な向上につながる。

都道府県を経由する現行制度は、具体的な支障事例記載のとおり、持参及び郵送のいずれの場合においても受験者の利便性を低下させていることは明白である。

なお、詳細については補足資料を参照されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【香川県】

全国からの受験申込を東京で行うことによる住民(受験者)の利便性の低下の懸念については、郵送や電子申請による対応とともに、電話による問い合わせ窓口を充実させることにより、住民(受験者)の利便性を低下させることなく受験申込の受付等が可能である。

不動産鑑定試験では、持参による申し込みが認められているが、同じく受験機会を全国公平に広く提供されるべきである他の国家試験(司法試験、公認会計士試験、税理士試験)においては、持参による申し込みは認められておらず、郵送または電子申請に限定しても著しい利便性の低下には当たらないと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

各府省からの第2次回答

各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間で、書面での申請件数は、平成28年試験の書面申請の内、5都府県で100件を超えているものの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。

もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することになり、また、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。また、仮に地方整備局の不動産鑑定士業部局で受理をすることとした場合、都道府県の不動産鑑定士業部局に比べて、より窓口が遠方になる等、利便性が低下する者が多いことが見込まれる。

さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土壌評価への悪影響も懸念される。

『窓口と受験者の住居が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁に受験書類を直接持参する場合」だけであり、(中略)、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申込みがあった者の約1割しかおらず』との話であるが、他の都道府県に聞き取ったところ6~7割が持参しているとの話もあり、利便性の低下が認められる場合が考えられる。

受験者からは、都道府県での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うことに比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考えられる。

なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えることから、現行制度による支障事例にはあたらない。また、引き続き電子出願の利用促進にむけて取り組んで参りたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152)

不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

高等学校等就学支援金の申請に係る事務手続きの見直し

提案団体

兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、現在4月と7月の2回行う必要があるが、弾力的に運用できるよう手続きを見直すこと。

具体的には、7月に収入状況届出書等及び前年度と当該年度の課税証明書を提出することで 当該年度の4～6月分を遡及して受給資格認定ができるよう事務手続きを見直すこと。

具体的な支障事例

【現状】

高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、6月頃にならなければ当該年度の課税証明書が発行されないため、4月には前年度の課税証明書等を提出させ、4月～6月分の受給資格認定を行い、さらに、「7月末を目途として都道府県の定める提出期限」までに改めて当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出させ、7月から翌年6月までの受給資格を認定している。なお、マイナンバー制度が導入されれば、課税証明書の添付は省略できるが、受給資格認定を行うための収入状況届出は必要となる。

【支障事例】

現行の制度では4月に新入生の資格認定作業を行い支給決定後、再度7月～翌年6月までの資格認定作業を行う必要があるが、4月は、就学支援金だけでなく、新年度に必要な多くの書類が提出されることから、所得確認作業が重い負担となっている。

また、保護者に課税証明書を平日に何度も取りに行かせることになり、心苦しいといった意見もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

新入生の資格認定について、前年の所得が確定する時点で4～6月分を遡及し認定することを可能とすることで、同年度内の二度の申請、認定にかかる作業を一度に行うことができるようになり、保護者にとっては申請手続きが、行政にとっては4月に行う審査事務の負担が軽減される。

根拠法令等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第2項または第3項
高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、埼玉県、静岡県、名古屋市、奈良県、愛媛県、大牟田市、沖縄県

○本市においても同様の状況にあり、市立高校14校において4月に新生の資格認定作業を行い支給決定後、再度7月～翌年6月までの資格認定作業を行う必要があるが、4月は、就学支援金だけでなく、新年度に必要な多くの書類が提出されることから、所得確認作業が学校現場にとって重い負担となっている。また、新1年生の保護者からも4月に認定申請書を提出した後、2ヶ月たたないうちに、収入状況届の提出を求められる事となるため、制度に対する疑問や戸惑いがある事が見受けられる。

○1学年については、4月期から6月期までの資格審査のため入学年度の前年度発行の課税証明書等の提出を求め、7月期から翌年6月期までの資格審査のため入学年度発行の課税証明書等の提出を求めている。そのため、1学年の生徒・保護者は、年2回(4月当初と7月以降)、課税証明書等を提出する必要がある。本県の1学年の受給申請数は、約40,000件であり、1年に2度の資格審査は、事務が煩雑である。申請者にとっても、年2回、市町村から課税証明書の交付を受ける必要があり、申請手続きが煩雑である。

○新生生については、4月に申請・認定を行い、7月にもう一度同じ手続きを行う必要がある。保護者にとっては入学時に多様な書類提出があるため負担が大きく、不備・遅延が起こりやすい。また、4月の窓口が混雑している時期の課税証明書の発行や、資格認定作業は、行政にとって負担となっている。同年度内2度の申請・認定作業を1度にすることで、繁忙期の保護者と行政の負担を軽減することができる。

○認定が複数回あることにより、授業料徴収事務に一部混乱が生じており、保護者の申請等の手続きに係る負担軽減の観点からも所得確認の回数を減らすことにより手続きの簡素化を図る必要がある。また、遡及して認定ができるのであれば、保護者及び行政側の両者にとって大幅な負担軽減が期待できる。

○提案県同様、1年生は同年度に二度申請、認定していることから、県、私立高等学校等、保護者の負担となっている。また、4月の入学当初に申請書類を提出させるには、合格者説明会等で制度の周知、申請書等の書類配布を行う必要があるが、入学時に必要なその他各種書類も配布する必要があるため、保護者等へ就学支援金制度の周知徹底を行うことは負担が大きい。なお、学校の事務担当者においても、異動してきたばかりの者が制度を十分に理解することなく申請書等の書類確認作業に当たることとなるため、誤認定を誘発しやすいことが考えられるが、4月から6月にかけて、保護者及び学校、教育委員会事務担当者に制度の周知を図り、7月に書類を提出させることで双方の負担を減少し、ミスの防止につながる。

各府省からの第1次回答

高等学校等就学支援金の受給資格認定の申請の意思表示がされていない申請日以前に遡って受給資格を認定し、就学支援金を支給することは、やむを得ない理由により認定の申請をすることができなかった場合に限定されているところ、「やむを得ない理由」とは、災害や病気など物理的に申請ができなかった場合や学校が申請書の配布を怠っている等、事実上申請ができなかった場合など帰責性のない受給権者を救済する趣旨であり、御提案のような事務負担軽減の趣旨を「やむを得ない理由」に含めることは、困難です。

なお、所得確認作業における生徒・保護者等、学校、都道府県の負担軽減のため、マイナンバー制度の導入に併せて、マイナンバーの利用により地方税情報を取得できる場合に収入状況届出書の提出を不要とする可否を含めて、事務負担の軽減策を検討中です(平成29年7月までに検討予定)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件提案は、現在、新生の受給資格認定は、4月と7月の2回行う必要があるが、当該年の7月に申請することにより、当該年度の4～6月分を併せて1回で受給資格認定ができるよう求めるものである。

保護者にとっては、4月と7月に同様の申請行為を行わなければならないという手間と課税証明書発行手数料の軽減に繋がる。また学校現場でも、3ヶ月間に2度にわたる申請書の提出依頼、未提出者への督促、書類不備のチェック等、就学支援金に係る事務作業が重なり、重い負担となっている。

本件提案がそのまま認められないとしても、地方自治体の判断により、入学年度の申請時において「収入状況確認書類の事後提出申出書」(仮称)を申請者から4月に提出させることにより、7月に認定を行うことを可能としていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

生徒・保護者等の申請・届出及び課税証明書等取得に係る負担増加、一時的とは言え学校法人や保護者に授業

料負担が生じるおそれや事務の集中による事務負担の増加など、その利便性と関係機関の事務手続き簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて検討したうえで適宜見直しを行うこと。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

現在、高等学校等就学支援金は授業料の月額に相当する額を支給することとされており、月単位でその支給額を算定することとされているため、新年度の市町村民税所得割が確認可能となる7月に収入状況の届出を行うこととされています。仮に、これを1度にするのであれば、就学支援金を年額支給とすることとなりますが、その場合各学校は授業料1年分を代理受領することとなり、生徒が転校した場合や保護者等に変更があった場合の事務処理を想定するとかえって大きな事務負担が生じることが懸念されます。

御提案も踏まえ、所得確認作業における生徒・保護者等、学校、都道府県の負担軽減のため、マイナンバー制度の導入に併せて、マイナンバーの利用により地方税情報を取得できる場合には収入状況届出書の提出を不要とすることの可否を含めて、事務負担の軽減策を検討中です(平成29年7月までに検討予定)。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(6)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)

高等学校等就学支援金制度における受給資格認定(4条)については、平成29年7月からの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携により収入状況届出書の提出を不要とする方向で検討し、平成29年6月末までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号 51 提案区分 A 権限移譲 提案分野 環境・衛生

提案事項(事項名)

フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。

具体的な支障事例

岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法令、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設置している事業所について、定期的な立入検査で双方の検査を行うようにしている。

フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を行う計画としているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一種特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な運用が期待される。

しかし、環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法は都道府県知事に留められているため、岡山市・倉敷市の区域内にある事業所に対しては、岡山県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じることはもとより、立入検査等を通じて、現場の状況等に精通し、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較的容易に把握することができるという政令指定都市・中核市の強みやノウハウを生かせないでいる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境関係法令の権限が政令指定都市・中核市へ移譲されており、それぞれの法令に基づいて、日常的に立入検査等が行われており、フロン排出抑制法についても権限を移譲し、一体的な検査等を可能とすることにより、県と市による二重行政的な弊害を防ぐことができるとともに、政令指定都市・中核市が立入検査等を通じて蓄積している強みやノウハウを生かし、比較的短時間に、効率的に処理することが可能となる。

根拠法令等

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第17条、第18条、第91条、第92条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、福島県、埼玉県、兵庫県、広島県、徳島県、長崎県

○提案団体と同様の支障が生じており、特に、政令市を管轄する地方機関においては、政令市にほとんどの環境関連法の権限が移譲されているため、これらの法律と合わせた実効性のある立入検査等(管理者に係るものに限る)が行えていない。

また、政令市等内で実施される建築物等解体工事現場での廃棄等実施者への指導は、フロン排出抑制法の権限が政令市等に移譲されていないため、政令市等の職員が行うことができず、現状、県から政令市等にフロン排出抑制法の周知を依頼する程度にとどまっている。

○本県には、政令指定都市が1市、特例市が2市あり、これらの市に対して、ほとんどの環境関係法令の権限が移譲されており、立ち入り検査等が実施されている中で、フロン排出抑制法については権限が移譲されていない。3市には立入検査等のノウハウが蓄積されており、フロン排出抑制法の立入検査を効率的に実施することも可能であると思われることから、本提案が実現されることにより、業務の効率化が期待される。

○本県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境法令が県内の中核市へ移譲されている。

フロン排出抑制法では、第一種特定製品の管理者への立入検査が規定されているが、中核市の区域内にある事業所に対しては県がフロン排出抑制法のみにかかる立入検査を実施しなければならない状況である。

中核市の区域内にある事業所への立入検査の多くは中核市に権限が移譲されている他の環境法令の立入検査に併せて実施することが可能であり、立入権限を移譲することで管理者に対する効率的な指導が可能となる。

各府省からの第1次回答

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)については、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたところであり、本件提案の権限を規定している現行の法律は、国会における審議を経て成立したものである。

機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持つことが必要である。他方、充填回収業者の商圏を鑑みれば、充填回収業者の登録事務を政令市・中核市に委譲すると、充填回収業者の登録等における負担が増大する恐れがある。このように、適切に立入検査や係る指導等を行うとともに、充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限を規定している。

ただし、附則第11条において、法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本件提案については、その際に、関係省庁、都道府県、市町村及び事業者等の関係者の意見も踏まえ、検討が行われるべきものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持つことが必要」としているが、フロン排出抑制法で機器の管理者に対する新たな義務となった機器の点検については、機器の管理者の責務に委ねられるものであり、機器の管理者に対する立入検査等において充填回収業者に関する情報を併せ持つ必要性はない。

○また、フロン排出抑制法において機器の設置に係る届出制度が設けられていない現状では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法のような環境関係法令に基づく立入検査等に併せてフロン排出抑制法に係る機器についても立入検査等を行うことが、政令市・中核市が蓄積している強みやノウハウを生かすことになり、的確な制度の運用上最も効果的である。

○さらに、政令市・中核市の区域において、市と都道府県の双方が個別に立入検査等を行うことは、二重行政的な弊害にもなっている。

○以上のことから、本件の提案事項については、早急に改善措置を講ずる必要があり、「フロン排出抑制法の施行後5年を経過した場合に必要な措置を講ずる」ような性質のものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

関連する事務等の移譲についても整理するとともに、手挙げ方式による検討を求める。

【全国市長会】

広域的な調整の観点等から、慎重に検討されたい。

各府省からの第2次回答

機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、管理者自身による簡易点検時における履歴の確認とともに、定期点検時の充填回収業者が発行する充填・回収証明書の有無及び充填・回収量の履歴から、当該充填回収業者が、作業を行う区域を管轄する都道府県に登録された者であるか、都道府県への登録時や変更届出後の内容(充填・回収しようとするフロン類の種類等)に基づき作業が行なわれていたかなどの確認も必要であることから、登録された充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要である。

このように、都道府県が管理者に対する立入検査や係る指導等を行うことは、管理者における機器点検等の実効性を高めるとともに、都道府県が監督する充填回収業者について、現場状況から法令遵守の確認や必要に応じた指導等を行う基点となることから、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことが効果的かつ効率的である。

適切に立入検査や係る指導等を行うとともに、政令市・中核市及び充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限が規定されている。本件提案の権限を規定している現行の法律(新法)は、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたところ。新法の附則第11条において、「法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされていることから、本件提案については、その際に、関係省庁、都道府県、市町村及び事業者等のあらゆる関係者の意見を踏まえ検討し合意形成がなされるべきものである。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

5【経済産業省】

(1)フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平13法64)

第一種特定製品の管理者に対する指導等(17条、18条、91条及び92条)の適切な執行の在り方については、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことの効果や効率性に留意しつつ、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平25法39)附則11条に基づき、同法の施行後5年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

51

提案区分

A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。

具体的な支障事例

岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法令、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設置している事業所について、定期的な立入検査で双方の検査を行うようにしている。フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を行う計画としているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一種特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な運用が期待される。しかし、環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法は都道府県知事に留められているため、岡山市・倉敷市の区域内にある事業所に対しては、岡山県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じることはもとより、立入検査等を通じて、現場の状況等に精通し、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較的容易に把握することができるという政令指定都市・中核市の強みやノウハウを生かせないでいる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境関係法令の権限が政令指定都市・中核市へ移譲されており、それぞれの法令に基づいて、日常的に立入検査等が行われており、フロン排出抑制法についても権限を移譲し、一体的な検査等を可能とすることにより、県と市による二重行政的な弊害を防ぐことができるとともに、政令指定都市・中核市が立入検査等を通じて蓄積している強みやノウハウを生かし、比較的短時間に、効率的に処理することが可能となる。

根拠法令等

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第17条、第18条、第91条、第92条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、福島県、埼玉県、兵庫県、広島県、徳島県、長崎県

○提案団体と同様の支障が生じており、特に、政令市を管轄する地方機関においては、政令市にほとんどの環境関連法の権限が移譲されているため、これらの法律と合わせた実効性のある立入検査等(管理者に係るものに限る)が行えていない。

また、政令市等内で実施される建築物等解体工事現場での廃棄等実施者への指導は、フロン排出抑制法の権限が政令市等に移譲されていないため、政令市等の職員が行うことができず、現状、県から政令市等にフロン排出抑制法の周知を依頼する程度にとどまっている。

○本県には、政令指定都市が1市、特例市が2市あり、これらの市に対して、ほとんどの環境関係法令の権限が移譲されており、立ち入り検査等が実施されている中で、フロン排出抑制法については権限が移譲されていない。3市には立入検査等のノウハウが蓄積されており、フロン排出抑制法の立入検査を効率的に実施することも可能であると思われることから、本提案が実現されることにより、業務の効率化が期待される。

○本県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境法令が県内の中核市へ移譲されている。

フロン排出抑制法では、第一種特定製品の管理者への立入検査が規定されているが、中核市の区域内にある事業所に対しては県がフロン排出抑制法のみにかかる立入検査を実施しなければならない状況である。

中核市の区域内にある事業所への立入検査の多くは中核市に権限が移譲されている他の環境法令の立入検査に併せて実施することが可能であり、立入権限を移譲することで管理者に対する効率的な指導が可能となる。

各府省からの第1次回答

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)については、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたところであり、本件提案の権限を規定している現行の法律は、国会における審議を経て成立したものである。

機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要である。他方、充填回収業者の商圏を鑑みれば、充填回収業者の登録事務を政令市・中核市に委譲すると、充填回収業者の登録等における負担が増大する恐れがある。このように、適切に立入検査や係る指導等を行うとともに、充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限を規定している。

但し、附則第11条において、法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本件提案については、その際に、関係省庁、都道府県、市町村及び事業者等の関係者の意見も踏まえ、検討が行われるべきものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要」としているが、フロン排出抑制法で機器の管理者に対する新たな義務となった機器の点検については、機器の管理者の責務に委ねられるものであり、機器の管理者に対する立入検査等において充填回収業者に関する情報を併せ持つ必要性はない。

○また、フロン排出抑制法において機器の設置に係る届出制度が設けられていない現状では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法のような環境関係法令に基づく立入検査等に併せてフロン排出抑制法に係る機器についても立入検査等を行うことが、政令市・中核市が蓄積している強みやノウハウを生かすことになり、的確な制度の運用上最も効果的である。

○さらに、政令市・中核市の区域において、市と都道府県の双方が個別に立入検査等を行うことは、二重行政的な弊害にもなっている。

○以上のことから、本件の提案事項については、早急に改善措置を講ずる必要があり、「フロン排出抑制法の施行後5年を経過した場合に必要な措置を講ずる」ような性質のものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

関連する事務等の移譲についても整理するとともに、手挙げ方式による検討を求める。

【全国市長会】

広域的な調整の観点等から、慎重に検討されたい。

各府省からの第2次回答

機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、管理者自身による簡易点検時における履歴の確認とともに、定期点検時の充填回収業者が発行する充填・回収証明書の有無及び充填・回収量の履歴から、当該充填回収業者が、作業を行う区域を管轄する都道府県に登録された者であるか、都道府県への登録時や変更届出後の内容(充填・回収しようとするフロン類の種類等)に基づき作業が行なわれていたかなどの確認も必要であることから、登録された充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要である。

このように、都道府県が管理者に対する立入検査や係る指導等を行うことは、管理者における機器点検等の実効性を高めるとともに、都道府県が監督する充填回収業者について、現場状況から法令遵守の確認や必要に応じた指導等を行う基点となることから、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことが効果的かつ効率的である。

適切に立入検査や係る指導等を行うとともに、政令市・中核市及び充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限が規定されている。本件提案の権限を規定している現行の法律(新法)は、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたところ。新法の附則第11条において、「法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされていることから、本件提案については、その際に、関係省庁、都道府県、市町村及び事業者等のあらゆる関係者の意見を踏まえ検討し合意形成がなされるべきものである。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

5【環境省】

(1)フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平13法64)

第一種特定製品の管理者に対する指導等(17条、18条、91条及び92条)の適切な執行の在り方については、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことの効果や効率性に留意しつつ、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平25法39)附則11条に基づき、同法の施行後5年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:経済産業省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大

提案団体

静岡県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令第158条第1項に定める「徴収又は収納の委託」ができる歳入に、貸付金の延滞利息を加える。

具体的な支障事例

県の貸付金の元利償還金の債権回収業務について、現在、その一部について民間の債権回収会社に委託しているが、貸付金の延滞利息については地方自治法施行令上、民間委託ができないため、元本の回収業務のみ委託し、県の職員が延滞利息の回収業務を行っている。

公金の取扱いを定める自治令第158条の趣旨は、公金は、その性格からして、民間委託は原則禁止されるが、私人に取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合には、民間委託も可能とすることである。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針においても、延滞利息と同様の性質をもつ貸付金の違約金について「私人に委託することを可能とする方向で検討」とされている。

高等学校等奨学金等の債権回収業務について、元本部分のみの委託であるため、業務の効率化の限定的なものとなっているほか、元本と延滞利息の一元的な債権管理が困難となっている。また、債務者にとっては、返済の種類により請求元(支払先)が異なることから、混乱の原因となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

元利償還金と延滞利息を一括して民間に委託することで、業務の効率化の度合いが高まり、元本と延滞利息の一元的な債権管理が可能となり、また、債務者にとっては、請求元(返済先)が一本化し、円滑な徴収につながる。

根拠法令等

地方自治法施行令第158条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、埼玉県、岐阜県、東海市、岡山県、長崎県

○本県でもサービサーに回収委託している貸付金があり、サービサーが貸付金元金、県が延滞利息を回収している。

貸付金の場合、元金と延滞利息について債権管理上の扱いに違いはなく、延滞利息だけでも未納が残れば回収または債権放棄等を実施する必要がある。

延納利息を含めた委託が可能となれば、より効率的な債権回収が可能となり、元金が納められた後に延納利息の回収へとつなげやすくなる。

また、他の貸付金債権についてもサービスへの委託を検討しやすくなる。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還業務において、一部の未収金の回収業務を民間の債権回収管理会社（以下、「サービス」という。）に外部委託しているところであるが、提案事項に係る具体的支障事例のとおり、違約金が私人委託の対象外であることから、元利金はサービス、違約金は県で回収というように二元的に管理せざるを得ない状況になっている。

これは、債務者にとっても返済金の種類により請求元や返済方法が異なるといった混乱の原因となるため、償還元利金及び違約金の一元的な回収は、債権者・債務者の双方にとってメリットがあるものと考えられ、回収業務の効率化及び回収効果の向上が期待できる。

また、奨学金や高齢者住宅整備資金貸付金など、違約金が発生している母子父子寡婦福祉資金貸付金以外の債権についても、今後回収業務を委託する可能性があるため、制度改正は必要である。

○【具体的支障事例】

当県では、農業改良資金県貸付金（無利子）の未収金（元金）について、一部債権回収管理会社へ回収を委託している。

しかし、自治体の歳入の徴収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては違約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になり、また、債務者にとっては、返済先が異なることから、混乱の原因となることが懸念される。

【制度改正の必要性】

未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、違約金や延滞利息等も、一元的な債権管理ができるよう、私人委託の対象とすることが必要である。

各府省からの第1次回答

平成27年地方分権改革に関する提案募集において、地方自治法施行令第158条第1項第6号に定める「貸付金の元利償還金」に「違約金」を追加する改正の提案があり、当該提案を受けて、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、「私人の公金取扱いの制限（243条）については、地方公共団体の貸付金に係る違約金の収納について私人に委託することを可能とする方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」としているところである。

また、検討する際には、貸付金の元利償還金以外の歳入に係る違約金、延滞金、損害賠償金などを私人へ委託することについての取扱いも併せて整理する必要があるか、違約金等を私人に委託する範囲については、「収納」に加え「徴収」まで可能とすべきかを、地方自治法第243条及び同法施行令第158条の規定の趣旨を踏まえて整理することとしている。

今回の提案事項についても、これらの対応に含まれるものであり、現在、上記方針を踏まえて検討中である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貸付金の債権回収業務の効率化を図るため、延滞利息についても元利償還金と同様、「収納」だけではなく、「徴収」まで私人に委託を可能とする対応をしていただきたい。

また、可能な限り検討に向けた今後のスケジュールについてお示しいただき、検討状況についても随時情報提供いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご提案を踏まえつつ、十分に検討していきたい。

なお、今後のスケジュールについても、現時点では未定であるが、「平成27年の地方からの提案等に関する対

応方針」(平成27年12月22日閣議決定)において、「私人の公金取扱いの制限(243条)については、地方公共団体の貸付金に係る違約金の収納について私人に委託することを可能とする方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされていることを踏まえ、検討していきたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【総務省】

(1) 地方自治法(昭22法67)

(i) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成29年中に可能とする。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除

提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。

具体的な支障事例

感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、不必要な情報を入手するという個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。
※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・記載項目が減ることで、申請者にとって記載等に係る負担が軽減され、行政にとっても不要な情報を管理するコスト及び漏えい等のリスクを回避でき、事務の効率・簡素化に資する。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、埼玉県、東京都、横浜市、長野県、豊田市、大津市、京都市、大阪府、大牟田市、大分市

○法第37条の2について活用する予定は今後も無いこと、また、管理に係るコスト削減・漏えいリスク回避のため、個人番号の記載は削除すべきと考える。
○通院医療の際は、マイナンバーが不必要にも関わらず、未記載の場合、再度保健所に来所してもらい記載してもらうため、患者の負担となっている。不必要な個人情報を管理しなければならないことから、行政側の管理の手間がかかっている。

○申請手続きに不要な個人番号を申請書に記載させることは、申請者の負担となる。また、情報管理の安全性確保の面からも、不要な個人情報を保有することは望ましくない。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、申請者世帯の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、所得税額の調査は不要であるにも関わらず、個人番号を収集する取扱いとなっている。マイナンバー法による特定個人番号の厳しい取扱いの中で、前述の不必要な収集は管理上好ましくないため、法第37条の2の公費負担申請に係る個人番号は削除が妥当。

各府省からの第1次回答

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

本件については、感染症法第39条第1項の費用の調整に関する事務において、保険の加入状況等を把握するため、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報を個人番号を用いて連携し、行政運営の効率化を図るものです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

厚生労働省、内閣府、総務省からの一次回答では、特定個人情報の必要性や事務の効率性のうえで、本件については、感染症法第39条第1項に関する事務において、保険の加入状況等を把握するため必要であるとの回答であった。

しかし、今回、要望している感染症法37条の2に基づく公費負担医療申請時の記載事項については、同法施行規則第20の3に示されているが、その記載事項に保険の加入状況は、明確な記載事項になっておらず、今回指摘のあった法39条第1項に関する必要な保険加入状況の確認については、申請前に医療機関が保険証の提示を求め確認している事項である。

従って、法39条第1項で必要となる保険の加入状況は医療機関で把握することから、申請を受付する保健所では、個人番号を以て保険の加入状況を確認しない情報であり、そのために個人番号を求めることは、マイナンバー法の主旨に反して、不必要な情報入手のために、あえて特定個人情報の提供を求めることとなるため、引き続き法37条の2の申請における個人番号記載を求めないことを強く求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を尊重されたい。

各府省からの第2次回答

御指摘のとおり、感染症法第37条の2第1項に基づく公費負担申請時の記載事項として、保険の加入状況は求めている。しかし、申請時の添付書類の省略のために個人番号の記入を求めているわけではなく、感染症法第39条第1項により、公費負担額の決定の際には、金額のみならず都道府県において保険情報を確認する必要性が生じるため、この点における事務の効率化を行うために個人番号の記入を求めているものである。マイナンバー法に反した不必要な情報の入手ではないため、引き続き個人番号の記入を求めることとしたい。

なお、本取扱いについては通知を発送し周知させていただくこととしたい。

6【内閣府】

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平 10 法 114)

公費負担の申請時(37 条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39 条1項)の際に、都道府県において保険情報を確認する必要があり、この点における事務の効率化を行うためのものであることを、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。

(関係府省:総務省及び厚生労働省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除

提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。

具体的な支障事例

感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、不必要な情報を入手するという個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。
※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・記載項目が減ることで、申請者にとって記載等に係る負担が軽減され、行政にとっても不要な情報を管理するコスト及び漏えい等のリスクを回避でき、事務の効率・簡素化に資する。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、埼玉県、東京都、横浜市、長野県、豊田市、大津市、京都市、大阪府、大牟田市、大分市

○法第37条の2について活用する予定は今後も無いこと、また、管理に係るコスト削減・漏えいリスク回避のため、個人番号の記載は削除すべきと考える。
○通院医療の際は、マイナンバーが不必要にも関わらず、未記載の場合、再度保健所に来所してもらい記載してもらうため、患者の負担となっている。不必要な個人情報を管理しなければならないことから、行政側の管理の手間がかかっている。

○申請手続きに不要な個人番号を申請書に記載させることは、申請者の負担となる。また、情報管理の安全性確保の面からも、不要な個人情報を保有することは望ましくない。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、申請者世帯の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第 37 条の 2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、所得税額の調査は不要であるにも関わらず、個人番号を収集する取扱いとなっている。マイナンバー法による特定個人番号の厳しい取扱いの中で、前述の不必要な収集は管理上好ましくないため、法第 37 条の 2 の公費負担申請に係る個人番号は削除が妥当。

各府省からの第 1 次回答

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)第 37 条の 2 第 1 項に係る事務については、個人番号を利用して個人情報を効率的に検索し、及び管理することができる。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第 52 条第 3 号)また、感染症法第 39 条第 1 項の費用の調整に関する事務において、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報を、個人番号を用いて連携することができ、保険の加入状況等を把握することができる。(行政手続における特定の個人を識別するための法律別表第 2 第 97 項)

以上のように、感染症法第 37 条の 2 第 1 項に係る事務についても、個人番号を活用し事務の効率化に資する場面は想定されるため、同項に基づく公費負担申請の際には、引き続き個人番号の記入をお願いすることとした。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

厚生労働省、内閣府、総務省からの一次回答では、特定個人情報の必要性や事務の効率性のうえで、本件については、感染症法第 39 条第 1 項に関する事務において、保険の加入状況等を把握するため必要であるとの回答であった。

しかし、今回、要望している感染症法 37 条の 2 に基づく公費負担医療申請時の記載事項については、同法施行規則第 20 の 3 に示されているが、その記載事項に保険の加入状況は、明確な記載事項になっておらず、今回指摘のあった法 39 条第 1 項に関する必要な保険加入状況の確認については、申請前に医療機関が保険証の提示を求め確認している事項である。

従って、法 39 条第 1 項で必要となる保険の加入状況は医療機関で把握することから、申請を受付する保健所では、個人番号を以て保険の加入状況を確認しない情報であり、そのために個人番号を求めることは、マイナンバー法の主旨に反して、不必要な情報入手のために、あえて特定個人情報の提供を求めることとなるため、引き続き法 37 条の 2 の申請における個人番号記載を求めないことを強く求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を尊重されたい。

各府省からの第 2 次回答

(内閣府の回答を記載)

御指摘のとおり、感染症法第 37 条の 2 第 1 項に基づく公費負担申請時の記載事項として、保険の加入状況は求めている。しかし、申請時の添付書類の省略のために個人番号の記入を求めているわけではなく、感染症法第 39 条第 1 項により、公費負担額の決定の際には、金額のみならず都道府県において保険情報を確認する必要性が生じるため、この点における事務の効率化を行うために個人番号の記入を求めているものである。マイナンバー法に反した不必要な情報の入手ではないため、引き続き個人番号の記入を求めることとしたい。

なお、本取扱いについては通知を発出し周知させていただくこととしたい。

6【総務省】

(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平 10 法 114)

公費負担の申請時(37 条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39 条1項)の際に、都道府県において保険情報を確認する必要がある、この点における事務の効率化を行うためのものであることを、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。

(関係府省:内閣府及び厚生労働省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号 103 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除

提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。

具体的な支障事例

感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、不必要な情報を入手するという個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。
※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・記載項目が減ることで、申請者にとって記載等に係る負担が軽減され、行政にとっても不要な情報を管理するコスト及び漏えい等のリスクを回避でき、事務の効率・簡素化に資する。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、埼玉県、東京都、横浜市、長野県、豊田市、大津市、京都市、大阪府、大牟田市、大分市

○法第37条の2について活用する予定は今後も無いこと、また、管理に係るコスト削減・漏えいリスク回避のため、個人番号の記載は削除すべきと考える。
○通院医療の際は、マイナンバーが不必要にも関わらず、未記載の場合、再度保健所に来所してもらい記載してもらうため、患者の負担となっている。不必要な個人情報を管理しなければならないことから、行政側の管理の手間がかかっている。

○申請手続きに不要な個人番号を申請書に記載させることは、申請者の負担となる。また、情報管理の安全性確保の面からも、不要な個人情報を保有することは望ましくない。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、申請者世帯の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、所得税額の調査は不要であるにも関わらず、個人番号を収集する取扱いとなっている。マイナンバー法による特定個人番号の厳しい取扱いの中で、前述の不必要な収集は管理上好ましくないため、法第37条の2の公費負担申請に係る個人番号は削除が妥当。

各府省からの第1次回答

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)第37条の2第1項に係る事務については、個人番号を利用して個人情報を効率的に検索し、及び管理することができる。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第52条第3号)また、感染症法第39条第1項の費用の調整に関する事務において、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報を、個人番号を用いて連携することができ、保険の加入状況等を把握することができる。(行政手続における特定の個人を識別するための法律別表第2第97項)

感染症法第37条の2第1項に係る事務については、以上のように、個人番号を用いて保険加入状況等を把握し公費負担額決定を迅速に行う等、事務の効率化を行うために個人番号の記入を求めているものであり、引き続き記入を求めることとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

厚生労働省、内閣府、総務省からの一次回答では、特定個人情報の必要性や事務の効率性のうえで、本件については、感染症法第39条第1項に関する事務において、保険の加入状況等を把握するため必要であるとの回答であった。

しかし、今回、要望している感染症法37条の2に基づく公費負担医療申請時の記載事項については、同法施行規則第20の3に示されているが、その記載事項に保険の加入状況は、明確な記載事項になっておらず、今回指摘のあった法39条第1項に関する必要な保険加入状況の確認については、申請前に医療機関が保険証の提示を求め確認している事項である。

従って、法39条第1項で必要となる保険の加入状況は医療機関で把握することから、申請を受付する保健所では、個人番号を以て保険の加入状況を確認しない情報であり、そのために個人番号を求めることは、マイナンバー法の主旨に反して、不必要な情報入手のために、あえて特定個人情報の提供を求めることとなるため、引き続き法37条の2の申請における個人番号記載を求めないことを強く求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を尊重されたい。

各府省からの第2次回答

御指摘のとおり、感染症法第37条の2第1項に基づく公費負担申請時の記載事項として、保険の加入状況は求めている。しかし、申請時の添付書類の省略のために個人番号の記入を求めているわけではなく、感染症法第39条第1項により、公費負担額の決定の際には、金額のみならず都道府県において保険情報を確認する必要性が生じるため、この点における事務の効率化を行うために個人番号の記入を求めているものである。マイナンバー法に反した不必要な情報の入手ではないため、引き続き個人番号の記入を求めることとしたい。

なお、本取扱いについては通知を発出し周知させていただくこととしたい。

6【厚生労働省】

(19)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平 10 法 114)

公費負担の申請時(37 条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39 条1項)の際に、都道府県において保険情報を確認する必要があり、この点における事務の効率化を行うためのものであることを、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。

(関係府省:内閣府及び総務省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

137

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大

提案団体

鳥取県、中国地方知事会、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域だが、これを隣接都道府県まで拡大する。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

観光による地方創生を進め、旅行者の広域化・多様化するニーズに応えるためには、地域の観光資源を基にした旅行商品や多様な広域観光周遊ルートを創設することが必要であり、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要。

県内の中小旅行者は第3種旅行者である場合が多いが、第3種旅行者による募集型企画旅行の実施区域は、旅行業法施行規則第1条の2により、営業所の存する市町村及び隣接する市町村に限定されている。広域周遊旅行に取り組みたいとの思いがあっても、国内の募集型企画旅行を実施範囲とする第2種旅行者への登録変更は、営業保証金や基準資産の面で負担が大きい。

【支障事例】

本県では、関西広域観光周遊ルート「美の伝説」や山陰広域観光周遊ルートの提案により、観光地をネットワーク化し、エリアへの誘客とエリア内での滞在時間延長を進めることとしているが、第3種旅行者では、隠岐ジオパーク（島根県）、山陰海岸ジオパーク（兵庫県、京都府）等を素材とした広域圏の商品造成ができない。

現在、鳥取県東部（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）及び兵庫県北但西部（香美町、新温泉町）においては、日本版DMO候補法人に登録された鳥取・因幡観光ネットワーク協議会を中心に広域連携が検討されている。同協議会の構成団体である鳥取市観光コンベンション協会が第3種旅行業の登録を行っているが、同協会が所在する鳥取市は香美町と隣接していないため、香美町が実施区域外となる。市町村の位置関係によって、連携市町村の全地域を含む旅行商品の造成ができない事例が発生することは不合理である。

【規制緩和を行った場合の懸念】

実施区域の拡大により、事業者の弁済能力の範囲を超えるおそれがあり、消費者保護が図られないとの指摘が想定されるが、第3種旅行者であっても、受注型企画旅行等において既に他都道府県における実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行者と同様に有している場合も多く、隣接都道府県における旅行であっても各地域の事業者と連携を図ることができる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国土交通省が推進する「広域観光周遊ルート」を活用した旅行商品を取り扱う事業者に、地域に根差した中小の旅行者が参入することにより、事業者の競争力が強化され、旅行の提供機会の充実、旅行者が選択の幅の拡大を図ることができる。

また、訪日外国人旅行者を含めた交流人口及び消費の拡大、雇用の創出等につながり、観光立国の実現とともに地方創生、地域の活性化にも資する。

根拠法令等

旅行業法施行規則第1条の2第3号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、埼玉県、愛知県、鳥取市、愛媛県

○本県では知事登録旅行業者のおよそ7割が第3種旅行業者である。第3種旅行業者の取り扱う募集型企画旅行の実施区域が限られていることから、地域の観光資源を有効に活用し、地域ならではの文化や産業に触れられる着地型観光プログラムの商品化が進んでいない。本県の特色である産業観光や武将観光などは、近隣県との周遊により、より多様性と魅力を持った商品造成が可能となる。

○本県でも地域の観光資源を基にした多様な広域観光周遊ルートの創設に取り組んでいるが、県内の中小旅行業者は同様に第3種旅行業者が多く、登録種別の変更は年数件ほどである。このため、着地型旅行を推進するため第3種旅行業者のエリアの拡大は有効であると考えられる。

○地域を熟知した中小旅行業者等（観光協会、NPOなどを含む）が地元の観光資源を生かした着地型旅行商品の企画・造成・販売に直接参入することが重要であるが、こうした中小旅行業者等は第3種旅行業登録を取得する者が多く、旅行業法の現行制度では、第3種旅行業者自らが募集型企画旅行を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の魅力を生かした着地型旅行商品づくりの障壁となっている。

○本県においても、例えば営業所が本土にある旅行会社が、しまなみ海道エリアにおいて航路で結ばれた島を対象として募集型企画旅行を実施しようとしても、実施区域が限定されていることから、広域的な旅行商品の造成ができない事例がある。

各府省からの第1次回答

第三種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大については、規制改革会議実施計画（平成27年6月30日閣議決定）に沿って、地域や事業者のニーズを踏まえた見直しも視野に入れた検討を進めているところであり、平成28年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

これまで貴省は、第3種旅行業が取り扱う旅行の実施区域の拡大について、消費者保護の観点から業務範囲に応じた額の基準資産の保有、営業保証金の義務等を旅行業者に課しているもので、第3種旅行業者に課される基準資産等の要件は、隣接市町村の区域までを業務範囲とすることを前提に定められたものであるため、これを超える区域での業務を認めることはできないとする見解をされてきたところ。

しかし、第3種旅行業者は、受注型企画旅行等において既に営業所所在都道府県を超える旅行催行実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行業者と同様に有しており、特に隣接都道府県の範囲内であれば消費者の保護が阻害されるものではないと考える。

また、本提案は昨今は周遊旅行のニーズが高まっているところ、地域の交通事情や地理的な知識、観光事業者との関係を有する第3種旅行業者は、その実施主体となる受皿として最も適当であり、着地型観光を求める消費者のニーズにも合致するものである。

折しも『明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日）』において、「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業」とし、「第三種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度を整備」することとされているところ、本提案は、まさにそのビジョンを達成するための見直しを求めるものであり、第3種旅行業者の範囲拡大による現行の財産的要件の適否のみでなく、観光による地域活性化の観点を踏まえた上で、『規制改革会議実施計画（平成27年6月30日閣議決定）』のとおり、「拠点区域の範囲の見直し」を視野に入れた検討を行われたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

第三種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に沿って、地域や事業者のニーズを踏まえた見直しも視野に入れた検討を進めているところであり、平成28年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとしている。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(4)旅行業法(昭27法239)

(iii)第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則1条の2)については、現在、営業所の存する市町村とその隣接市町村に限られているが、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光実態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

高圧ガス第二種貯蔵所に係る承継規定の追加

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

一定量以上の高圧ガスの貯蔵は、高圧ガス保安法の規定により、貯蔵量に応じて、あらかじめ都道府県知事の許可を受けた「第一種貯蔵所」又は都道府県知事に届け出た「第二種貯蔵所」においてする必要がある。

これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行う場合、第一種貯蔵所については高圧ガス保安法に承継の規定があるものの、第二種貯蔵所については承継の規定がないことから、第二種貯蔵所について承継の規定の追加を提案するもの。

具体的な支障事例

第二種貯蔵所について譲渡又は引渡しがある場合、現行法では、譲受人又は引渡しを受ける者は、再度、その設置をあらかじめ届け出る必要があるが、会社の再編等により新たに設立される法人が、その設立と同時に第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受ける場合、当該法人があらかじめ設置を届け出るとは困難である。

また、第二種貯蔵所設置届を提出する際、設備の図面や強度計算書等の多くの書類を添付する必要があり、会社の再編等により第二種貯蔵所を譲り受けた事業者にとって、設備自体には変更がないにもかかわらず、多くの書類を添付しなければならない設置届を改めて提出することが負担となっている。加えて、譲渡又は引渡し前の第二種貯蔵所の設置者は、当該貯蔵所の廃止を届け出る必要がある。

※ 高圧ガス保安法では、「第一種貯蔵所」のほか、「第一種製造者」(許可業者)並びに「第二種製造者」、「販売業者」及び「特定高圧ガス消費者」について、承継の規定(承継届の提出は事後で可)が設けられている。

※ 第二種貯蔵所設置届の添付書類の例

事業所全体平面図、貯蔵設備等の系統図又は配管図、貯蔵所配置図、機器等一覧表、貯蔵能力の計算書、貯蔵設備等の強度計算書等、耐震設計構造物に係る計算書、貯槽の基礎又は支持構造物の構造を示した図面

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

多くの書類を添付した再度の設置届の事前提出が不要となり、事業者の負担が軽減される。

また、届出内容が簡素化されることで、自治体側の書類確認事務や事業者からの相談対応などの事務負担が軽減される。

根拠法令等

高圧ガス保安法第16条～第17条の2、第21条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、千葉県、新潟市、広島市

—

各府省からの第1次回答

第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを行う場合の手続きについては、今後、明確化する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

手続きの明確化にあたっては、承継の規定の追加の方向で検討いただくとともに、提案の早期実現に向けて、検討スケジュールを示されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

高圧ガス保安法では、第二種貯蔵所の譲渡や引き渡しの際に新たに届出を行うことを求めている。したがって指摘のような届出時期や添付書類の問題は法律上存在しない。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

182

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

措置変更後の受入施設における被虐待児の受入加算費の適用期間の緩和

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

入所当初に施設職員と被虐待児との関わりが重要なため、1年間加算されるにも関わらず、措置変更により新たな施設に入所する場合、措置変更前の施設で1年間加算されていると、措置変更後の施設では加算されないことから、変更後の施設においても1年間加算されるよう規制を緩和。

具体的な支障事例

【現状】

虐待を受けた児童等を施設に受入れる場合、職員との信頼関係の構築や愛着の形成のため、入所当初の関わりが特に重要と考えられることから、手厚い処遇体制を確保するため、1年間を適用期間とし、被虐待児受入加算費を支弁している。しかし措置変更により施設を変更した場合、変更前の施設で受入加算費が支給されていれば、新たな施設では残余期間しか加算されず、変更前の施設で1年間加算されていると変更後の施設では加算されない。

【支障事例】

前施設でのトラブルにより児童養護施設を変更したが、前施設で5ヶ月にわたり被虐待児受入加算をされていたため、新たな施設では7ヶ月の加算しか受けることができなかった。措置変更後の施設において当該児童を支援するため、専門性の高い主任児童指導員や家庭支援専門相談医が対応に当たる必要があるが、加算が途絶えることにより担当職員が交代せざるをえず、対応力が減退し、問題行動が再現することが多い。※(一社)兵庫県児童養護連絡協議会からも同様の要望が寄せられている。

職員との信頼関係の構築及び愛着の形成のためには、入所当初の児童と職員との関わりが重要であることから当該加算が措置されていることを踏まえると、1人の児童に対し1年間加算する仕組みではなく、1つの施設に対し1年間加算することが適当である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

必要な職員の配置等や支援体制の充実を図ることにより、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成が必要な児童に対し、よりきめ細やかな支援の実施が可能となる。

根拠法令等

平成21年6月29日付 雇児発第0629001号の7
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、埼玉県、京都市、広島市

○本県においても、同様の問題は発生している。特に乳児院から児童養護施設、情緒障害児短期治療施設から児童養護施設、児童養護施設から児童自立支援施設に措置変更する場合に、新たに受け入れる施設においては、前施設でケアが必要だったと同様に手厚い対応が求められる場合が多い。虐待による心的不安定や家庭との対応は、最初に措置された施設で、完治したり、対応が完了しているとは限らず、多くの場合、新しい環境においても同様に必要になるためと考えられる。このため、措置変更時において、児童相談所長による判断に基づき、措置変更先の施設においても被虐待児受入加算が適用されることが適当である。

○被虐待児への支援は通常1年で終わることはなく、本市においても、1施設に対し1年間加算することが適当であると考え。施設内でのトラブルにより、障害児施設を変更したが、前施設ですでに1年、被虐待児加算が計上されていたため、新たな施設では加算することができない状況になっている。虐待の影響で様々な問題行動が表出する状況でやむなく施設を変更せざるを得ない状況で、より被虐待児との関わりが重要であるにも係らず被虐待児加算を計上することができず、十分な対応ができない状況にあるため、1つの施設に対し1年間加算することができるようにする必要がある。

○被虐待による対応の困難さのために措置変更をせざるを得ない状況にある児童であり、依然として対応に配慮を要する状態にあることが変わらない、あるいは問題が複雑化した状態で、新たな施設は児童を引き受けることになるが、既に加算期間は終了しており、児童に配慮した体制を敷くのに苦慮しているという声が寄せられている。

○本市所管施設入所児童に占める被虐待児の割合は6～7割程度であるが、その多くが処遇困難ケースである。施設の職員はその対応に追われており、入所児童全体へのきめ細かな支援を実施するためには、より手厚い処遇体制の確保が必要である(本市の児童養護施設長会から同様の要望が寄せられている)。また、措置元である児童相談所においても、措置替え等を検討する際、すでに加算適用期間を超過している児童(残期間が短期の児童も含む。)の場合、受入先施設から難色を示されることがあるため、当該加算費の充実は、児童相談所業務を円滑に進めていく上でも実施していく必要がある。

各府省からの第1次回答

予算に波及していくこと、障害児入所施設も同様の加算があり影響が及ぶこと、合計した加算の期間が他の措置変更をしない児童と異なってくることから公平性に問題があること、から対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

虐待を受けた児童が1年を経ずに他の施設へ措置変更になることのないように児童相談所等は配慮しており、本県でも年間数件程度のため、予算への波及は最小限に留まると想定される。

また、被虐待児受入加算は、措置変更した児童を手厚く支援するため、心理療法担当職員等、個別対応する職員の確保に充当されるものであり、児童間のトラブルによる不適合等やむを得ず短期間で措置変更された場合には変更後の施設で1年間加算されても問題がないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

○ご指摘のように、措置変更後の施設においても1年間加算されることとした場合、安易な措置決定や措置変更を誘発し、児童が安定的な人間関係の下で養育されることをかえって阻害するおそれがあり、ご提案は認められない。

○しかしながら、国としては、加算が途絶えた後も、被虐待児等に対して充実した支援が行えるよう、

・児童養護施設等に被虐待児等、特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接等を行う個別対応職員の配置

・平成27年度予算において児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)

を行っているところであり、これらの取組を通じて、被虐待児の支援の充実に努めていく。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

225

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲

提案団体

全国知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲

具体的な支障事例

- ・26年度提案募集の対応方針はあるが、採択結果が公表されるまで当該事業の情報がなく、補助希望者へ地域に密着した適切な支援や助言ができない。
- ・制度運用の変更等、公募情報の公表が遅いため、当該補助金の活用を前提に事業計画を立てていた事業者が補助対象外となる事案が発生している。
- ・都道府県において、国における制度や運用の検討状況が不明であるため、補助メニューが重複したり二重補助を招く可能性があり、効果的な施策の立案に支障が出ている。
- ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(8割近くの都道府県に類似の事業あり)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・補助希望者に対し、申請前に助言や情報提供を機動的に行うことで、制度の適切な運用を促すことができる。
- ・従来から都道府県で実施している事業と組み合わせることで、地域の実情に即した効果的かつ効率的な事業の実施が可能になる。
- ・申請先が統一されるとともに補助申請者にとり身近な場所になるため、利便性が向上する。

根拠法令等

中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県

- 事前に、商店街から申請があったことを含め、県に情報提供し、交付審査に当たり、県が意見する機会が提供されていないため、県内の地域ごとの実情が十分に反映されているとはいえない。
- 商店街の活性化については県と地元市町が連携して商店街団体等の取組み等に支援を行っているが、国の補助金については県に情報提供がなされず、新規施策立案時の情報不足が生じ、支援内容が重複する場合がある。

各府省からの第1次回答

本事業は、限られた予算の中で全国的な見地から商店街のモデルとなり得るような先進的な取組を集中的に支援することによって成功モデルを創出して、他の地域に波及させていくことにより、全国の商店街の発展を図るものである。このため、本事業の趣旨から、全国の商店街について俯瞰することが可能である国の実施が必要不可欠である。

事業の執行にあたっては、地域の商店街に精通している地方自治体との連携が重要であるため、地方自治体の支援計画書の提出を受けるなどして、その関与や支援のあり方を確認するとともに、地方自治体の関与が強い案件を優先的に採択するなどしているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。

都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

なお、都道府県が主体になって事業を実施する場合であっても、その情報を国に提供し、活用することにより他の地域に波及させることは可能。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。

都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

なお、都道府県が主体になって事業を実施する場合であっても、その情報を国に提供し、活用することにより他の地域に波及させることは可能。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

本事業は、商店街のモデルとなり得るような先進的な取組を集中的に支援することによって成功モデルを創出して、他の地域に波及させていくことにより、全国の商店街の発展を図ることを目的としたものである。このため、予算的な制約や、都道府県単位ではなく、全国的な見地から実施する必要があることから、国の実施が必要不可欠である。

事業の執行にあたっては、地域の商店街に精通している基礎自治体との連携が重要であるため、基礎自治体の支援計画書の提出を受けるなどして、その関与や支援のあり方を確認するとともに、関与が強い案件を優先的に採択するなどしているところ。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

226

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲

提案団体

全国知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲

具体的な支障事例

- ・研修事業で内容や実施時期の調整が国と都道府県、関係団体の間で行われないため、方向性の整合性がとれず、内容に重複が生じる可能性が高い。
- ・国が都道府県を介さず支援している企業の情報等について適時適切な共有がないため、都道府県や団体における地域産業政策の効果的な企画立案に支障が出ている。
- ・国の交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度の後半になっている
- ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(7割を超える都道府県に類似の事業あり)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・補助希望者に対し、申請前に助言や情報提供を機動的に行うことで、制度の適切な運用を促すことができる。
- ・従来から都道府県で実施している事業と組み合わせることで、地域の実情に即した効果的かつ効率的な事業の実施が可能になる。
- ・研修内容を都道府県内の地域ごとの実情に即したものにすることができる。
- ・申請先が統一されるとともに補助申請者にとり身近な場所になるため、利便性が向上する。

根拠法令等

我が国の若者・女性の活躍推進のための提言
日本再興戦略
“ちいさな企業”成長本部行動計画

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県

- 国の交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度後半にずれ込んでしまう。
- 利用者からすると、複数の事業主体の支援メニューを確認する必要があり、煩雑である。「小規模事業者支援

人材育成事業については、商工会・商工会議所が県の交付金を活用して行う研修の講師やテーマが、国の研修内容と重複する可能性がある。研修のテーマや講師の設定に際し、地域の意見が反映されない。

各府省からの第1次回答

中小サービス業中核人材の育成支援事業に関して、本事業では、全国から人材を“武者修行”に出したい中小企業を募り、また同様に、全国からこうした人材を受入れていただく優良企業を募り、双方をマッチングする必要があるため、全国大で取り組む必要のある事業である。したがって、本事業に関しては引き続き国が実施していく。

なお、事業実施時期に関しては、利用者の要望を踏まえ、交付手続きをより迅速に行うよう努めていく。

小規模事業者支援人材育成事業については、経営計画策定支援の方法など、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第3条に基づき定められている、基本指針を踏まえた研修内容となるよう、実施機関と連携して事業を実施しており、国が統一して実施することが必要。また、可能な限り国の担当者が出向いて説明しており、法律や国の政策の背景を現場へ直接伝えることができる機会としても重要なものと考えている。要望を踏まえ、事業実施時期はできるだけ前倒しができるように配慮しつつ、引き続き、国が実施していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

中小企業・小規模事業者の人材育成への支援、特に本事業の研修事業については、国と都道府県の事業で対象や内容に重複が生じる可能性があることから、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。

都道府県が実施する中小企業・小規模事業者の支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。なお、現行の他の制度において、国の基本指針等に基づき都道府県が実施する事業は多数存在する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

中小企業・小規模事業者の人材育成への支援、特に本事業の研修事業については、国と都道府県の事業で対象や内容に重複が生じる可能性があることから、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。

都道府県が実施する中小企業・小規模事業者の支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。なお、現行の他の制度において、国の基本指針等に基づき都道府県が実施する事業は多数存在する。

各府省からの第2次回答

「中小サービス業中核人材の育成支援事業」は、中小サービス事業者の次世代経営人材と優良企業等をマッチングし、実地研修を組成することで、経営等の成功の鍵を体得する機会を提供するもの。このため、全国から、経営人材を研修に出したい中小企業及びこうした経営人材を受入れる優良企業等を募り、適切にマッチングする必要があるため、地域単位での支援は馴染まない。

しかしながら、本事業に参加する優良企業等の情報については、自治体の産業政策等において有益な情報でもありと考えられるため、要望を踏まえ、情報共有に努めていく。

なお、利用者等の要望を踏まえ、引き続き、交付手続きをより迅速に行うよう努めていく。

「小規模事業者支援人材育成事業」においては、商工会・商工会議所の経営指導員に対し小規模企業振興基本法制定など制度内容や概算要求の解説など国が行っている中小企業・小規模事業者向けの施策についての説明を行っており、都道府県が行う事業との重複はないと考えている。

しかしながら、本研修事業の内容については、各都道府県との連携を強化していくことが重要であるとの認識の下、各都道府県の研修日程が確定した段階で情報提供を既に行っており、一部の研修においては都道府県担当者がオブザーバー参加されているところ。

引き続き本事業における各都道府県との連携強化に努めてまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

253

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

区画整理事業における筆界特定制度の活用に関する規制緩和

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を筆界特定制度の申請人とできるように申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。

具体的な支障事例

区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。境界確定については、不動産登記法の筆界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第131条の規定により、筆界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

区画整理事業において筆界確定の必要となった事案に対し、筆界特定制度を活用することで、境界のトラブル解決できる。その結果、換地処分、登記を円滑に進め、事業の進捗を図ることができる。

根拠法令等

区画整理法第107条
不動産登記法第131条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小山市、埼玉県、日高市

- 境界立会に非協力者がいる場合、その隣接所有者の境界も確定しない。そのため、協力的な隣接地権者の用地買収も行えない現状である。現在、筆界特定を申請できる者は、土地の所有権登記名義人等に限定されている。土地の所有権登記名義人等から、申請費用の負担を含めた協力がなければ制度の活用が図れない。このため、公共事業においては、公共事業施行者が筆界特定を申請可能とすることにより、制度の促進、円滑な道路管理、公共事業の進捗を図ることができる。
- 組合施行の区画整理事業において、区画整理事業の地区界にかかる土地所有者が境界立会いに応じない

ため、地区界が確定出来ず、今後予定される換地処分に支障を来すことが想定されるケースがある。これらの地区界について、筆界特定制度を活用し、確定させていきたいが、筆界特定制度の申請人は登記名義人等に限り、区画整理事業の施行者である組合が申請人になり得ない状況である。そこで、土地区画整理法第107条第4項の特例として、組合施行における区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、組合や自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。

各府省からの第1次回答

筆界特定制度では、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから(不動産登記法(平成16年法律第123号)第131条第1項)、非協力でない土地の所有権登記名義人等から申請してもらうことが可能である。また、隣接地の所有権登記名義人等の立会の協力が得られなくても、筆界を特定することは可能であるから、現行制度においても一定の事案については対応することができている。

なお、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)等に基づき、復興整備事業の実施主体に筆界特定申請権限が付与されている。これは、本来は、筆界特定により利益を受ける土地の所有権登記名義人等が申請人として手数料を納める仕組みであるところ、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るという基本理念の下、当該事業の実施主体が手数料を納付して申請を行うことを特別の措置として認めているものである。

上記のように現行制度でも一定の対応ができており、復興整備事業においてその実施主体に申請権限が認められた趣旨に鑑みると、区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度においても、一定の対応ができているのは、ご指摘のとおりと考えるが、区画整理事業そのものには協力的な土地所有権登記名義人であっても、筆界が未確定であることに実害のない状況で、応諾のない隣接地の所有権登記名義人等と個人としての係争は避けたいとの心理もあり、筆界特定制度を利用してもらえない現状がある。それにより境界を特定することができず、区画整理事業そのものの停滞につながっている。

区画整理事業など公共性の高い事業については、自治体(原因者)が筆界特定制度の申請者となりうるよう特例を設けることで、公共事業の停滞を回避し、円滑な進捗を図り、筆界特定制度の活用範囲の拡大につながるものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【小山市】

現筆界特定制度は、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから、非協力でない土地の所有権登記名義人等から申請してもらうことが可能である。しかし、当市における組合のケースは、特定したい筆界に隣接する土地の所有権登記名義人等が両方とも非協力者(同一人物)であるため、申請も叶わず苦慮しているところである。(現行制度では対応できない)

こうしたケースにおいても筆界特定制度を活用できるよう、区画整理事業の施行者である組合や自治体を申請人とできる特例を定めていただきたく考えているので、引き続き特例の制定に向けた検討の方をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

個人の財産である土地の筆界を当該土地の所有者の意向によらず、行政が画することについては、慎重な検討を要するものと考えられる。

土地区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。

-

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

253

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

区画整理事業における筆界特定制度の活用に関する規制緩和

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を筆界特定制度の申請人とできるように申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。

具体的な支障事例

区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。境界確定については、不動産登記法の筆界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第131条の規定により、筆界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

区画整理事業において筆界確定の必要となった事案に対し、筆界特定制度を活用することで、境界のトラブル解決できる。その結果、換地処分、登記を円滑に進め、事業の進捗を図ることができる。

根拠法令等

区画整理法第107条
不動産登記法第131条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小山市、埼玉県、日高市

- 境界立会に非協力者がいる場合、その隣接所有者の境界も確定しない。そのため、協力的な隣接地権者の用地買収も行えない現状である。現在、筆界特定を申請できる者は、土地の所有権登記名義人等に限定されている。土地の所有権登記名義人等から、申請費用の負担を含めた協力がなければ制度の活用が図れない。このため、公共事業においては、公共事業施行者が筆界特定を申請可能とすることにより、制度の促進、円滑な道路管理、公共事業の進捗を図ることができる。
- 組合施行の区画整理事業において、区画整理事業の地区界にかかる土地所有者が境界立会いに応じない

ため、地区界が確定出来ず、今後予定される換地処分に支障を来すことが想定されるケースがある。これらの地区界について、筆界特定制度を活用し、確定させていきたいが、筆界特定制度の申請人は登記名義人等に限られ、区画整理事業の施行者である組合が申請人になり得ない状況である。そこで、土地区画整理法第 107 条第 4 項の特例として、組合施行における区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、組合や自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。

各府省からの第 1 次回答

筆界特定制度では、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから(不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 131 条第 1 項)、非協力でない土地の所有権登記名義人等から申請してもらうことが可能である。また、隣接地の所有権登記名義人等の立会の協力が得られなくても、筆界を特定することは可能であるから、現行制度においても一定の事案については対応することができている。

なお、大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)等に基づき、復興整備事業の実施主体に筆界特定申請権限が付与されている。これは、本来は、筆界特定により利益を受ける土地の所有権登記名義人等が申請人として手数料を納める仕組みであるところ、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るという基本理念の下、当該事業の実施主体が手数料を納付して申請を行うことを特別の措置として認めているものである。

上記のように現行制度でも一定の対応ができており、復興整備事業においてその実施主体に申請権限が認められた趣旨に鑑みると、区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度においても、一定の対応ができているのは、ご指摘のとおりと考えるが、区画整理事業そのものには協力的な土地所有権登記名義人であっても、筆界が未確定であることに実害のない状況で、応諾のない隣接地の所有権登記名義人等と個人としての係争は避けたいとの心理もあり、筆界特定制度を利用してもらえない現状がある。それにより境界を特定することができず、区画整理事業そのものの停滞につながっている。

区画整理事業など公共性の高い事業については、自治体(原因者)が筆界特定制度の申請者となりうるよう特例を設けることで、公共事業の停滞を回避し、円滑な進捗を図り、筆界特定制度の活用範囲の拡大につながるものとする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第 2 次回答

個人の財産である土地の筆界を当該土地の所有者の意向によらず、行政が画することについては、慎重な検討を要するものと考えられる。

土地区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号 283 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 その他

提案事項(事項名)

個人住民税の寄附金税額控除対象NPO法人の条例による指定方法の見直し

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

国の認定においては、公示により随時に指定又は変更といった対応をしていることから、県の指定に際しても、認定と同様に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。

具体的な支障事例

寄附をした場合に地方税控除対象となる NPO 法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。

法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発な NPO 法人活動へ結びついていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。

根拠法令等

地方税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、横浜市、滋賀県、徳島県、熊本県

○本県においても、平成 25 年 12 月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成 28 年6月定例会議に提案している。

提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5～6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成 23 年度税制改正大綱)からも支障を来している。

本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。

そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。

○指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所所在地の条例への明記が規定されていることにより、本市において

も、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。

○本県でも、NPO 法人の新規指定や、指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合には、その都度条例改正を行うため、議会開会時期のタイミングによっては申請から指定までに最長で約半年を要している。

そこで、認定 NPO は一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定 NPO 法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せさせていただくよう同様に提案している。

各府省からの第 1 次回答

内閣府としても、一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に基づく寄附金として、認定 NPO 法人以外の NPO 法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 1 号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定 NPO 法人の認定要件のうち PST 要件を満たすものとされているところ。

これらにより、指定を受けた NPO 法人が認定 NPO 法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。

このため、より慎重な手続が求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与する NPO 法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該 NPO 法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えられる。

また、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、条例個別指定に関する内容については、国会でご議論いただくべきものと考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国の回答では現行どおりの運用を考えているようだが、本県では、NPO 法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への答申を受けていることから、適正に運用されていると考えている。

現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議会は本来、政策的論議を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることはなじまないと考えることから、最低限これらについては、改善を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第 2 次回答

第一次回答のとおり、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に基づく寄附金として、認定 NPO 法人以外の NPO 法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の優遇対象となる認定 NPO 法人の認定要件のうち PST 要件を満たすものとされている。

これらにより、指定を受けた NPO 法人が認定 NPO 法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。

このため、より慎重な課税上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にするため、現行では、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があるとされている。

当該地方団体の意思を明確にする手法については、総務省として整理されるべきものとする。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号 283 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 その他

提案事項(事項名)

個人住民税の寄附金税額控除対象NPO法人の条例による指定方法の見直し

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

国の認定においては、公示により随時に指定又は変更といった対応をしていることから、県の指定に際しても、認定と同様に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。

具体的な支障事例

寄附をした場合に地方税控除対象となる NPO 法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。

法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発な NPO 法人活動へ結びついていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。

根拠法令等

地方税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、横浜市、滋賀県、徳島県、熊本県

○本県においても、平成 25 年 12 月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成 28 年6月定例会議に提案している。

提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5～6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成 23 年度税制改正大綱)からも支障を来している。

本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。

そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。

○指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所所在地の条例への明記が規定されていることにより、本市において

も、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。

○本県でも、NPO 法人の新規指定や、指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合には、その都度条例改正を行うため、議会開会時期のタイミングによっては申請から指定までに最長で約半年を要している。

そこで、認定 NPO は一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定 NPO 法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せさせていただくよう同様に提案している。

各府省からの第 1 次回答

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に基づく寄附金として、認定 NPO 法人以外の NPO 法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 1 号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定 NPO 法人の認定要件のうち PST 要件を満たすものとするものとされています。

これらにより、指定を受けた NPO 法人が認定 NPO 法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。

このため、より慎重な手続が求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与する NPO 法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該 NPO 法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国の回答では現行どおりの運用を考えているようだが、本県では、NPO 法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への答申を受けていることから、適正に運用されていると考えている。

現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議会は本来、政策的論議を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることはなじまないと考えることから、最低限これらについては、改善を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第 2 次回答

繰り返しになりますが、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に基づく寄附金として、認定 NPO 法人以外の NPO 法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の優遇対象となる認定 NPO 法人の認定要件のうち PST 要件を満たすものとするものとされています。

これらにより、指定を受けた NPO 法人が認定 NPO 法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。

このため、より慎重な課税上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与する NPO 法人であることを当該地方団体の意思として明確にするためには、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該 NPO 法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えます。

また、一般に地方税の賦課徴収に関する基本的事項は、地方団体の条例によらなければならないこととされて

いることから、当該寄附金税額控除の対象となる NPO 法人の指定については、条例で定めることが求められ、規則に委任することは適切ではないと考えます。

なお、寄附金税額控除の対象となる NPO 法人について、条例において、個別に当該 NPO 法人の名称に加え、主たる事務所の所在地も規定する必要がある理由は、納税者及び認定 NPO 法人の認定を行う所轄庁が明確に当該 NPO 法人を特定できるようにするためであり(特定非営利活動促進法では、NPO 法人の名称について重複が排除されていないことから、名称のみとした場合、当該法人を特定できないおそれがあります)、主たる事務所の所在地も名称と併せ当該法人を特定するため必要不可欠な情報と考えております。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

84

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和

提案団体

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(現行5年)については、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。

具体的な支障事例

高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

集落の活性化、機能維持が図られるほか、多くの集落が活動に取り組むことで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地域活性化が図られる。

根拠法令等

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第1の4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の1(1)、2(1)及び(2)、第9、多面的機能支払交付金実施要綱第9の1(1)、2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形県、福島県、郡山市、いわき市、埼玉県、上越市、長野県、滋賀県、鳥根県、広島市、竹原市、山陽小野田市、徳島県、香川県、高知県、宗像市

○高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。

○高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、農地を適切に保全していたにもかかわらず

事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。また、事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を変更していただき、活動実績が確認できた年度分までは返還免除とする制度としていただきたい。

○本市においても5年間継続することが困難であることを理由に協定締結や協定参加を断念するケースが出ている。

○事業取組の促進を図るため、事業実施期間は一律ではなく、地域の実情により、弾力的に判断・決定できればよいと考える。

○遡及返還を理由に取組の継続を断念する組織がある。活動実績が確認できる年度分については、返還を免除することとすれば、取組の継続を推進することが出来る。

○第4期対策で、平成27年度からの5年間の継続に不安があり、取組みをやめた人が見られた。5年以内の柔軟な年数の設定で、継続できる人を増やすことが必要と考える。

○長期間に渡る活動は、高齢者の多い農家ではハードルが高く、返還に関する規定が厳しいため、制度への参加を断念する組織が見受けられる。

○平成27年度からの第4期中山間地域等直接支払制度の取組みにあたり、第3期まで取り組みしていた2集落が5年間の農地維持が困難であることから取組みを断念した。

○農業者の高齢化は年々進んでおり、5年間の事業実施期間の縛りにより、再度の事業継続を諦める活動組織も出てきている。

○当県においても、集落内で高齢化が進み、事務作業が負担となったことから、活動が実施困難となり、5年間の活動継続を危ぶむ組織がある。中山間地域においては、活動組織の構成員が少なく、高齢化等で数人が参加できなくなることで、活動の継続できない不安が常にあるとの意見を市町村等からいただいている。

○高齢者を中心に5年間の継続的な営農に自信がないため、協定集落への参加を辞退する事例や、小規模協定が解散する事例が増加してきている。また、協定不参加の高齢化が進むことで協定員への負担増が予想されるため、迷惑をかけまいと協定への参加を辞退する事例もある。ただし、農業経営の効率化を目的に転換等の意向もあることから、高齢者に限らず5年継続の要件を緩和してほしい。

○5年間の農地維持が困難であることなどから事業への参加をあきらめるケースあり。

○本県においても、要件である「5年間以上継続して行われる農業生産活動」に対して生産者から懸念を示されることが多い。そのため、3期から4期の移行にあたり、高齢化した集落を中心に集落単位での営農活動の協定締結を断念する事例が散見され、前期対策と比較し営農活動による管理面積が2割弱減少した。提案されている事業実施期間等の要件緩和が認められれば、集落単位の営農活動の維持、管理面積が増加し、農地保全効果が高まると思慮する。

○本県においても、高齢者が多い集落では5年間の継続実施が困難なことから、第4期対策から事業を取りやめた地区が発生している。

○人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還ではないようにしていただきたい。

○当県において、第3期対策(H22-26)から第4期対策(H27-31)にかけて、中山間地域等直接支払制度を断念した4集落あるが、いずれも高齢化の進展・担い手不足により5年間活動を続ける自信がないとの理由である。4集落における協定参加者は10名未満(県平均28名)、協定面積4ha未満(同13.1ha)と規模が小さく、今後、同規模集落においては、農用地の維持が困難となり活動が継続できなくなることが懸念される。平成28年度より、15ha以上の広域協定で集落戦略を作成した場合、返還規定が緩和されたが、15ha未満の集落協定数は77%(141協定中108協定)であり、規模の小さい集落は緩和措置を受けることは難しい。本制度に取組みにあたり、市町担当者や協定参加者から「5年間の活動期間の短縮」「全協定農用における交付金返還の緩和」を求める声が多く、今後、制度の積極的な推進のためにも、実施期間の要件緩和を図られたい。

○平成27年度は4期対策初年度であったが、高齢化等により耕作を5年間続けることへの不安から、取組を断念する協定が発生した。

○平成27年度からの第4期対策において、過疎化・高齢化の進む本県では、5年間の農地維持が困難であることや、農地を適切に保全していたにも関わらず事業の一部が継続できなくなった場合、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組の継続をあきらめるケースが増加している。

○高齢者の多い集落では、5年間という活動期間を維持できるかという不安があり、自分で維持できなくなった場合に周りに迷惑をかけてしまうとして、取組を躊躇するケースがある。また、活動期間内に一部が維持できなくなった場合に、認定年度まで遡って交付金の返還が生じるため、より周りに迷惑をかけられないといった状況もある。このため、返還についても活動実績が確認できる年度分については返還免除とすることで、不安が解消されると考える。

○中山間地域等直接支払制度において、農業者の減少や高齢化の進展により、5年間の営農継続の不安から制度上の協定の締結ができない地域が増加している。

○高齢者の多い集落において、5年間の農業生産活動が困難なことから、事業への参加をあきらめたり、取り組みを行わないケースも出てきている。

○当県は中山間地域が多くを占め、高齢化による担い手不足が進んでいるが、その中でも特に高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、現行制度では、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。

○第4期対策の初年度である中山間地域等直接支払において、農業者の高齢化等により実施地域が大幅に減少(14%)しており、更なる返還要件の緩和が必要。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

85

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

多面的機能支払交付金における返還免除要件の見直し

提案団体

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業・農業用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組(農地法面の草刈り、水路の泥上げなど)を維持・継続するため、地域での人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気や高齢等の要件を加えること。

具体的な支障事例

農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

集落の活性化、機能維持が図られるほか、多くの集落が活動に取り組むことで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地域活性化が図られる。

根拠法令等

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第1の15(1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、いわき市、埼玉県、上越市、島根県、広島市、竹原市、徳島県、香川県、新居浜市、高知県、大牟田市、宗像市

○農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。

○本市においても、活動組織の構成員の高齢化が進む中で、病気や高齢等により活動期間中に農地を維持できなくなるケースが発生する可能性が高まってきている。活動の普及を進めていくためには要件の緩和が必要である。

○農業者の病気や高齢といった理由から事業継続が困難になる事例が多々見受けられる。この場合においても返還が免除されないため、農家の現状から考えて返還免除のハードルは高い。

○中山間地域等直接支払制度に取り組み、多面的機能支払制度に取り組みしていない集落に対して、新規取り組みの啓発活動の際に、返還免除要件の違いにより取り組みに対して躊躇する集落があった。

○山間部、平野部に関わらず、農業者の病気、高齢化により農地を維持できなくなるケースは発生している為、返還免除の要件については多面的・中山間ともに同じ基準が望ましい。

○当県においても、集落内で高齢化が進み、事務作業が負担となったことから、活動が実施困難となり、5年間の活動継続を危ぶむ組織がある。中山間地域においては、活動組織の構成員が少なく、高齢化等で数人が参加できなくなることで、活動の継続できない不安が常にあるとの意見を市町村等からいただいている。

○中山間地域の過疎化地域のみでなく、都市近郊の混住化が進んだ地域でも活動に参加できる人数は少なくなっており、交付金返還の要件緩和は、多くの地域が取組むために効果が見込める。

○平成27年度は4期対策初年度であったが、高齢化等により耕作を5年間続けることへの不安から、取組を断念する協定が発生した。

○農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、新規取組予定地区や継続地区の再認定の説明会の際に5年間の取組に不安を抱き躊躇するケースがある。

○農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合に、事業開始年度に遡って交付金の返還が必要なことから、周りには迷惑をかけられないと、取組みを躊躇するケースがある。このため、死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除されることと、中山間地域等直接支払制度と重複して活動を行っている地域もあることから、返還免除要件に違いがないようにする必要があると考える。

○中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度では、返還免除要件に違いがある。両制度に重複して取り組む地区もあり、要件の統一が必要である。

○近年、高齢化により、活動期間の途中でやむを得ず対象農用地での活動が困難となった組織の事例が多くみられるが、現行制度では、「高齢や病気に伴う営農の継続が困難な場合」が免除要件に認められていないため、それらの組織では初年度に遡って返還しており、こうした取り扱いに対して改正の要望がある。

○多面的機能支払いについては、地域の協働活動等により、多面的機能の維持・発揮を図ることとしており、個人への交付ではないが、中山間地域等直接支払との重複地区が多いことから、返還免除要件の統一を要望。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

6

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

基準病床数制度の見直しについて

提案団体

東広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国権限による全国一律の基準病床数の算定方法を都道府県が地域の実情に応じ、独自で加減算できるように求める。

具体的な支障事例

本市が属する広島中央二次保健医療圏は、人口に比して基準病床数が過少であることから、既存病床数が基準病床数を超える病床過剰地域とみなされており、新たな有床の病院等の参入を阻む障壁(規制)となっている。こうした病床過剰の状態にあるのは、当圏域に限ったことではなく、県内いずれの圏域も同様である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

基準病床数の算定根拠となっている医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の算定方法を、都道府県が地域の実情に応じ、独自に加減算することができれば、それぞれの地域医療のニーズに応じた病床を整備することが可能となり、地域住民の安全・安心の確保につながる。と考える。

根拠法令等

- ・医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項、第4項及び第5項
- ・医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の2
- ・医療法施行規則第30条の30及び第30条の31

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、埼玉県

○基準病床の算定に用いる地方ブロックごとの数値は、既存病床の多いところが高く、少ないところが低くなっている。本県も含めたブロックでは、既存病床数が少ないので低い基準となっており、結果として病床過剰件とされている。その一方で、医療機関等の医療資源が大幅に不足している現状があるが、基準病床数のために新たな医療体制整備ができない。

○都市部と地方では、医療を取り巻く環境は異なっており、特に、地方においては、地域に必要とする医療提供体制を確保するため、医師会・市町村など関係機関と協議された意見や内容、地域の医療実態などが尊重され、地域の実情に応じた地域医療構想が策定できるよう取り計らうことを現在国へ要望しているところです。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

146

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地域医療構想の必要病床数を踏まえた基準病床数の設定

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地域医療構想で定める2025年の必要病床数について、速やかに基準病床数に反映させることで、基準病床数を上限とした病床の整備を可能とする。

具体的な支障事例

国の推計では、横浜市の1日あたりの入院患者は、現在の1万9千人から2万5千人(約1.3倍)に急増する。それに伴い、市内の医療機関の病床数は、現在約2万3千床だが、2025年には約3万床(約1.3倍)の病床が必要となる。7千床の不足は、全国の市町村で最大規模である。さらに、入院患者数は2040年まで増え続けると推計されている。

新たな医療機関の整備には、病床の配分、建設用地の確保、建築許可、設計、工事、医療従事者の確保・養成などに少なくとも4~5年は要するため、次期医療計画(平成30~35年)の基準病床数に必要病床数を反映させなければ、2025年までに病院の整備が間に合わず、入院患者があふれてしまうため、将来の医療需要に応えることができなくなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

2025年の必要病床数を速やかに反映することで、将来を見据えた計画的な病床整備ができるようになる。

根拠法令等

医療法第30条の4、5、6、9、11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、千葉県

○ 県内の複数の二次医療圏(構想区域)においては、必要病床数が基準病床数を上回っているが、将来に向けて病床整備を図ろうとしても、現在の人口等をもとに算定される基準病床数の制約を受けてしまっている。地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るためには、基準病床数の算定方法の見直しが必要である。

○ 基準病床の算定に用いる地方ブロックごとの数値は、既存病床の多いところが高く、少ないところが低くなっている。本県も含めたブロックでは、既存病床数が少ないので低い基準となっており、結果として病床過剰とされている。

その一方で、医療機関等の医療資源が大幅に不足している現状があるが、基準病床数のために新たな医療体制整備ができない。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

82

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し

提案団体

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果を発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。

具体的な支障事例

国営又は国の補助による土地改良事業では、「工事完了公告における全ての区間の工事完了の日の翌年度」から8年が経過していない場合は、受益地の農用地区域からの除外が原則として禁止されているが、大規模な国営土地改良事業等は、受益地が広範囲で、区域を画して工事期間が何期にも及ぶため、区域によっては、その区域の工事が終了した時点と、全ての区域の工事完了公告時点とに大きな時間差が生じる。
このため、その区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないことから、制度と住民の感覚のずれにより地元の理解が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難な場合がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

農業情勢・社会情勢の変化等の実態に応じた土地利用が進めやすくなる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号、同法施行令第9条、農林水産省構造改善局長通知「農業振興地域制度に関するガイドライン」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、岡山県、徳島県、久留米市

○ 法手続においては、工種毎に完了公告を行うことから国営事業や大規模な県営事業においては、工種の完了までに相当の年数を要しており、受益地が複数大字に及ぶ場合は、初年度施工から最終年度施工完了までに10年程度要している状況がある。このため、その区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、完了公告の条件が整わないことから受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないことから、制度と住民の感覚のずれにより地元の理解が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難となっている。

- 本市においても、受益地が広範囲で長期にわたる国営土地改良事業が行われており、一部の区域では、工事が完了しているものの、全ての区域の工事は未完了であるため、農用地区域からの除外が原則できず、実情に沿った土地利用が困難な事象が生じている。
- 具体的な支障事例のとおりであり、事業実施期間が長期にわたる場合、受益地によっては事業完了公告より何年も前に工事が完了している場合がある。このような場合、実態と異なる期間が除外できなくなることとなる。
- 現在、実施されている国営事業において一部工事完了により実際上の受益が発生し始めており、今後、同様の事案が発生する可能性がある。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

161

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用

具体的な支障事例

地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)については、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等推進のため創設された。
当基金は3つの事業区分に分けて配分されるが、区分ごとの配分に本府の実績や意向が反映されず偏りがあるため、地域の実情に応じた基金活用の妨げとなっている。
(区分1)地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
(区分2)居宅等における医療の提供に関する事業
(区分3)医療従事者の確保に関する事業

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

基金の各区分間の弾力的な配分を実現することにより、当基金の効率的な活用が可能になり、地域課題に応じた病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等を図ることができる。

根拠法令等

平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、岩手県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、奈良県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県

○国から、3つの事業区分ごとに配分がなされるが、この配分に本県の意向や実績が反映されず偏りがあるため、地域の実情に応じた基金活用の支障となっている。
○本県においても、平成27年度は区分1には要望額どおりの配分が行われたが、区分2及び区分3については、要望額の7割程度の配分となったため、事業の縮小等を検討した経緯がある。事業区分ごとの配分を改め、事業区分間の弾力的な調整を可能にすることで、地域の実情や状況変化に対応した事業展開が可能となる。
○地域医療構想に基づく病床機能の調整は、丁寧に行うことが必要で時間を要するため、区分Iへの重点配

分の方針は現時点では時期尚早である。一方で区分Ⅲの医療従事者の確保に関する事業は、要望を下回る内示となっており、区分間の弾力的な配分がなされれば、医療従事者の確保等の事業費を確保することができる。

○地域医療介護総合確保基金事業には、国庫補助金から多数の事業が振り替えられており、その多くが医療従事者の確保に関する事業である。また、切れ目のない医療提供体制を構築するため、在宅医療の推進及び医療従事者の確保が不可欠であり、それらの事業については継続して実施する必要がある。一方で、国は、平成27年度は、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業へ重点配分することとし、また、事業区分間の額の調整はできないこととされていたことから、在宅医療の推進及び医療従事者の確保に関する事業については、事業規模を縮小して実施したところである。

○基金については、医療介護総合確保法で定める「地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する」という目的に供されるべきところである。一方で本県への区分ごとの配分額と、医療関係者等からの提案をもとにした基金要望額に開きがあるため、本県の地域の实情に応じた基金事業の実施に支障が生じている。

○医師不足が著しい本県においては、医師確保が重要な課題であるが、地域医療介護総合確保基金は各区分間での配分額の調整ができないため、医師確保に係る区分Ⅲの事業が他の区分の事業より優先度が高い場合であっても、配分額の制約により廃止・縮小せざるを得ない状況となっている。

○本県は高齢化が全国に比べて10年早く進んでおり、高齢単身世帯も多いことから、在宅医療提供体制の構築や医療従事者の確保は非常に重要であり、そうした中、平成27年度基金(医療分)内示において、事業区分1、2、3のうち区分1に過度に重点化された上、26年度は認められた事業区分間の額の調整が、27年度は不可とされたことにより、他の事業費が十分確保されないという支障が生じている。

○現在、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業に重点配分されているが、本県では、医療従事者の確保が大きな課題であり、事業を重点的に実施していく必要がある。地域の实情に応じた柔軟な対応が可能となれば、基金が効果的に活用することができる。

○本県においても病床機能の分化・連携を進めるうえでの、受け皿となる在宅医療の充実や医療人材の確保が喫緊のより大きな課題となっており、事業区分間の額の調整を認めるなど地域の实情に応じた柔軟な活用が出来るよう制度改正等実施いただきたい。

○高齢者の増加や医療従事者の偏在により地域医療は危機的な状況であるが、医療従事者の確保対策や在宅医療の推進など地域医療の提供体制を整備するための取組みに必要な財源を十分に確保できていない。離島や中山間地域では、在宅医療を含む地域医療体制の整備や医療従事者の確保が重要な課題となっており、基金の配分にあたっては、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備に重点化することなく、こうした都道府県の実情に応じた配分が必要と考える。また、訪問診療の困難な周辺部に住む高齢者の住まい対策やドクターヘリの活用など、地域の实情に応じた様々な取組みに基金が柔軟に活用できるようにする必要があると考える。

○本基金(医療分)は、事業区分Ⅰへの極端な重点配分や、区分間の額の調整禁止など、基金制度に制約が多いことから、本基金を地域の医療課題に対して十分に活用できていない。地域に必要な医療提供体制の構築に向けて、事業区分Ⅱ・Ⅲへの予算配分拡大など地域の实情に応じて柔軟に活用できる基金制度への見直しが必要と考える。

○各都道府県の実施する事業は、法律上(総合確保法)は5つの事業区分であるが、各区分間の弾力的な運用ができないこと、国が示した事業メニューの実施を求められるなど、都道府県計画作成の意義を損ない、創意工夫が働かない。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

167

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地域医療介護総合確保基金の運用緩和

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地域医療介護総合確保基金(医療分)について、各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする。

具体的な支障事例

【具体的な支障事例】

病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等を推進するため、消費税増収分を活用した、地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)が創設された。本県においても基金事業計画を策定し、医療及び介護の総合的な確保を図っているところ。

基金は、下記の3つの事業区分に分けて配分された。平成27年度は、「区分1」には余裕ある配分がなされた一方で、「区分2」、「区分3」では要望額の約5割しか配分されず、本県の実情や意向が反映されない結果となった。加えて、内示の際に3つの事業区分間の額の調整ができないと通知されたため、「区分2」、「区分3」で事業を縮小(廃止)することとなった。

<参考>

区分1: 医療機関の施設等の整備に関する事業

区分2: 在宅医療の推進に関する事業

区分3: 医療従事者の確保に関する事業

<縮小した事業>

・地域医療推進事業、がん患者サロン設置事業、心臓リハビリテーションネットワーク事業、障がい児者歯科施設整備事業、岐阜災害医療関係者研修会事業ほか、全14事業

<廃止した事業>

・周産期医療機関支援事業、看護師の特定行為研修制度支援事業、外国人患者受入環境整備事業ほか、全6事業

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本県では、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年(2025年)までに、人口が約17万人減少する一方65歳以上の高齢者人口は約10万人増加し、県内人口の3割以上が高齢者となり、医療・介護サービスの需要が一層増大することが予測されている。制度改正によって、医療従事者の人材育成や人材確保が進み、増大する需要への対応が図られる。

根拠法令等

平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、大分県、鹿児島県

○国から、3つの事業区分ごとに配分がなされるが、この配分には本県の意向や実績が反映されず偏りがあるため、地域の実情に応じた基金活用の支障となっている。

○本県においても、平成 27 年度は区分Ⅰには要望額どおりの配分が行われたが、区分Ⅱ及び区分Ⅲについては、要望額の7割程度の配分となったため、事業の縮小等を検討した経緯がある。事業区分ごとの配分を改め、事業区分間の弾力的な調整を可能にすることで、地域の実情や状況変化に対応した事業展開が可能となる。

○地域医療構想に基づく病床機能の調整は、丁寧に行うことが必要で時間を要するため、区分Ⅰへの重点配分の方針は現時点では時期尚早である。一方で区分Ⅲの医療従事者の確保に関する事業は、要望を下回る内示となっており、区分間の弾力的な配分がなされれば、医療従事者の確保等の事業費を確保することができる。

○地域医療介護総合確保基金事業には、国庫補助金から多数の事業が振り替えられており、その多くが医療従事者の確保に関する事業である。また、切れ目のない医療提供体制を構築するため、在宅医療の推進及び医療従事者の確保が不可欠であり、それらの事業については継続して実施する必要がある。一方で、国は、平成 27 年度は、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業へ重点配分することとし、また、事業区分間の額の調整はできないこととされていたことから、在宅医療の推進及び医療従事者の確保に関する事業については、事業規模を縮小して実施したところである。

○基金については、医療介護総合確保法で定める「地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する」という目的に供されるべきところである。一方で本県への区分ごとの配分額と、医療関係者等からの提案をもとにした基金要望額に開きがあるため、本県の地域の実情に応じた基金事業の実施に支障が生じている。

○医師不足が著しい本県においては、医師確保が重要な課題であるが、地域医療介護総合確保基金は各区分間での配分額の調整ができないため、医師確保に係る区分Ⅲの事業が他の区分の事業より優先度が高い場合であっても、配分額の制約により廃止・縮小せざるを得ない状況となっている。

○本県は高齢化が全国に比べて 10 年早く進んでおり、高齢単身世帯も多いことから、在宅医療提供体制の構築や医療従事者の確保は非常に重要であり、そうした中、平成 27 年度基金(医療分)内示において、事業区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうち区分Ⅰに過度に重点化された上、26 年度は認められた事業区分間の額の調整が、27 年度は不可とされたことにより、他の事業費が十分確保されないという支障が生じている。

○医療従事者の確保・養成のための事業など、地域において必要性の高い事業をそれぞれの地域の実情に応じて柔軟に実施することができない。

○高齢者の増加や医療従事者の偏在により地域医療は危機的な状況であるが、医療従事者の確保対策や在宅医療の推進など地域医療の提供体制を整備するための取組みに必要な財源を十分に確保できていない。離島や中山間地域では、在宅医療を含む地域医療体制の整備や医療従事者の確保が重要な課題となっており、基金の配分にあたっては、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備に重点化することなく、こうした都道府県の実情に応じた配分が必要と考える。また、訪問診療の困難な周辺部に住む高齢者の住まい対策やドクターヘリの活用など、地域の実情に応じた様々な取組みに基金が柔軟に活用できるようにする必要があると考える。

○本基金(医療分)は、事業区分Ⅰへの極端な重点配分や、区分間の額の調整禁止など、基金制度に制約が多いことから、本基金を地域の医療課題に対して十分に活用できていない。地域に必要な医療提供体制の構築に向けて、事業区分Ⅱ・Ⅲへの予算配分拡大など地域の実情に応じて柔軟に活用できる基金制度への見直しが必要と考える。

○本県においても、「区分Ⅱ」、「区分Ⅲ」で当初要望額に対して約6割の配分であったこと等から、在宅医療連携体制整備推進事業を廃止(H28 計画へ先延ばし)する等の支障が生じた。

○各都道府県の実施する事業は、法律上(総合確保法)は5つの事業区分であるが、各区分間の弾力的な運用ができないこと、国が示した事業メニューの実施を求められるなど、都道府県計画作成の意義を損ない、創意工夫が働かない。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

284

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地域医療介護総合確保基金の改善(早期の配分と弾力的な運用)

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県が、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールを見直すとともに、地域の実情に合わせた弾力的な運用などニーズに合わせた幅広い活用や、各事業区分間の融通などを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

基金の内示時期が、27年度の医療分の内示は7/17及び10/26(新規事業は9月補正対応)、28年度も、現時点では6~7月と言われており、新規事業は9月補正にせざるを得ず、十分な事業期間が確保できない。内示時に事業区分ごとの金額が指定され、区分間の融通ができないため、地域の実情にあわせた運用ができない。

28年度、本県からは医療分の事業区分Ⅱ・Ⅲ合計で約23億円を要望し、県の28年度当初予算で既に約21億円を計上済だが、現時点で国から担保されているのは、約12億円(国庫補助事業からの振替相当額)のみで、どの程度上乗せされるかは、国の内示まで不明。このため、県の補助交付決定等は、内示後にせざるを得ず、新規事業の本格的な調整も、内示後でないと困難で、事業執行に支障をきたしている。

また、介護分でも、昨年度、介護ロボット導入支援事業について事業開始が11月となった。また、補助対象となるロボットや、補助金額の上限(10万円)が決められており、知名度の高いコミュニケーションロボットが対象外であったり、対象であっても、種類によっては価格に比して小額の補助しかできない等の課題から申請件数が伸びなかった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年度当初から、必要な事業を全て実施できるようになるとともに、医療従事者の確保・養成のための事業など、地域で必要性の高い事業を優先的に実施できるようになり、貴重な財源が有効に活用される。地域の実情に応じた多彩なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの構築、運用が期待できる。

根拠法令等

地域医療介護総合確保促進法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石狩市、岩手県、茨城県、栃木県、埼玉県、横浜市、山梨県、長野県、静岡県、名古屋市、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、鹿児島県

○予算の性格上、新規事業は補正予算要求によらなければならないと考えるが、事業を円滑に進めるため、各都道府県が少なくとも9月補正予算で対応できるよう早期の内示が必要である。医師不足が著しい青森県においては、医師確保が重要な課題であるが、地域医療介護総合確保基金は各区分間での配分額の調整ができないため、医師確保に係る区分Ⅲの事業が他の区分の事業より優先度が高い場合であっても、配分額の制約により廃止・縮小せざるを得ない状況となっている。

○介護分の内示の時期が6月であり、例えば本県が実施している小学生親子向け介護の仕事親子見学会は夏休み前の7月上旬に周知しなければならないが、委託業者と契約もできず十分な周知期間がとれず事業実施に支障をきたす状況となっている。このため、年度当初から事業を実施できる交付スケジュールの見直しが必要である。

本県においても、原則、国の内示後の事業着手としているが、現在予定されている7月頃の内示であると、実質的に事業期間が半年程度となり、効果的な事業実施に支障をきたすことが懸念される。内示の時期を早め、十分な事業期間を確保することにより、より地域の実状を反映した各事業の効率的な実施が可能となる。

○内示がなされるまでは各事業への配分額の調整ができないため、事業の執行ができず、平成27年度は十分な事業期間が確保できない事業もあった。また、切れ目のない医療提供体制を構築するため、在宅医療の推進及び医療従事者の確保が不可欠であり、それらの事業については継続して実施する必要がある。一方で、国は、平成27年度は、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業へ重点配分することとし、また、事業区分間の額の調整はできないこととされていたことから、在宅医療の推進及び医療従事者の確保に関する事業については、事業規模を縮小して実施したところである。

○本市の平成28年度予算を組む段階において、新規事業について地域医療介護総合確保基金の対象となるか否か不明であった。予算編成後、介護人材確保に関する懇談会の設置については、国のメニュー表において実施主体が「都道府県」とされていることから、基金の対象とならないことが判明したため、事業の執行に支障をきたしている。

○基金内示が年度始まってからになることにより、新規事業の開始に支障を来している。

○神奈川県が示すとおり、基金の内示時期が、27年度の医療分の内示は7/17及び10/26、28年度も、現時点では6～7月とされており、当初予算で要求している一部事業(主に人件費伴うソフト事業)を除き、9月補正にせざるを得ず、十分な事業期間が確保できない。また、基金の配分が厚生労働省の単年度査定によるものであるため、財源としての安定性を欠いており、特に、継続的な支援が必要な事業区分Ⅱ(在宅医療の推進)、Ⅲ(医療人材確保)のソフト事業(人件費を伴うもの)について、事業者にとっては長期的な予定が立てづらい状況である(県の財政状況も厳しく、単県による支援も難しい状況)。今後は、単年度の配分ではなく、例えば3年毎、5年毎など、まとまった額を一括して配分されるよう検討をお願いしたい(事業者にとっては長期的な見通しが立てやすくなるほか、都道府県にとっても基金関係の事務の負担軽減につながる。事業計画の策定やそのためのヒアリングなどを毎年度実施するのは、都道府県にとっても多大なる負担)。

○事業費を面積按分しているが、各室の用途変更により、按分率が変わり、結果として片方の内示額を満たすことができない等の支障が生じている。

○本県でも、27年度においては、医療分の基金の内示が7月と遅かった上、2回に分けて内示があったことに加え、配分額の事業区分間の融通が認められなかったことで事業者に負担をかけるケース(事業費やスケジュールの再調整、2回の交付決定処理など)が多々生じた。28年度も内示が遅れる見通しであり、事業の円滑な執行に支障をきたさないか危惧するところである。

○県からの補助協議が6月にあり、内示はそれ以降になっているため、事業の開始が年度後半に集中してしまう。マンパワーが不足している中では、対応に苦慮している。各事業区分についても、医療なのか、介護なのか迷う部分があるため、その他の項目としてももう少し対象範囲を拡大してほしい。

○本県は高齢化が全国に比べて10年早く進んでおり、高齢単身世帯も多いことから、在宅医療提供体制の構築や医療従事者の確保は非常に重要であり、そうした中、平成27年度基金(医療分)内示において、事業区分1、2、3のうち区分1に過度に重点化された上、26年度は認められた事業区分間の額の調整が、27年度は不可とされたことにより、他の事業費が十分確保されないという支障が生じている。

○基金の内示時期が、27年度の医療分の内示は7/17及び10/26(新規事業は9月補正対応)、28年度も、現時点では6～7月と言われており、年度当初から、必要な事業を全て実施することができない。また、医療従事者の確保・養成のための事業など、地域において必要性の高い事業をそれぞれの地域の実情に応じて柔軟に実施することができない。

○県の9月補正が前提となる現行のスケジュールでは、基金を財源とする新規事業は11月以降の実施とせざるを得ない状況であり、事業を実施するうえで支障となっている。2025年に向けた医療提供体制の確保のために必要な事業については、年度当初から執行できるように交付スケジュールを見直すべきである。また、地域によって課題はさまざまであることから、その解決に向けて都道府県による弾力的な運用を認めるべきである。

○本県でも補正予算対応となり、事業実施期間が短くなる事例がある。特に新規事業については、既存事業と

比べて、事業規模が確定しないこと、新規事業の執行の可否が不明なことから、補正予算での対応となっている。

○基金の内示時期を早めることで事業期間を確保でき、人材育成など事業の効果を高めることができる。また、事業区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲごとの内示額を、地域の実情により弾力的な運用(区分間の流用)ができるようにしていただきたい。

○事業区分2・3に係る継続事業については、年度当初から着手せざるを得ない事業が存在する一方で、内示の時期が遅く、かつ、配分の見通しが不透明であることから、円滑な事業執行に支障を来している。

○交付時期が遅いことや、内示を受けるまで基金規模の見通しが立たないことから、事業実施に支障が生じている。基金事業を円滑に実施するため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額の配分を確保するとともに、内示時期を前年度中に早めるなど、基金の配分に係る仕組みを見直すこと。

○交付決定時期が遅いことから、関係機関・団体等による事業の実施が遅れ、事業実施に当たって苦慮しているため、運用について見直すべき。

○基金の交付決定時期が遅いことや、内示を受けるまで基金規模の見通しが立たないことが、円滑な基金事業の実施を図る上で障害となっており、新規事業の予算計上や取りかかりが遅れ、事業効果が出にくくなっている。

また、本県では、基金(医療分)の対象事業(病床機能分化・連携推進、在宅医療充実、医療従事者確保・養成)のほか、救急医療や災害医療の確保、高度医療への対応など、他の分野においても課題を抱えているが、基金制度に制約が多く、本基金を地域の医療課題に対して十分に活用できていない。

地域に必要な医療提供体制の構築に向けて、対象事業の範囲拡大など地域の実情に応じて柔軟に活用できる基金制度への見直しが必要と考える。

○基金の内示時期が年度途中となっており、県の予算編成スケジュールとの乖離が生まれている。また、区分1に重点配分されるという方針となっているため、区分2及び区分3への配分額が本県の事業必要量に対して過少となっていて事業区分間の調整もできないことから、本県の実情にあった事業の実施ができていない。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

223

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

インクルーシブ教育の推進のための「学校施設環境改善交付金」の補助対象の見直し

提案団体

徳島県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校施設環境改善交付金 大規模改造(障害児等対策)の対象に、高等学校を追加すること。

具体的な支障事例

障がいのある生徒の県立高校進学者数は増加傾向のため、施設面の障壁をなくすバリアフリー対策工事が急がれるが、高等学校は国の支援制度の対象となっていないため十分な対策ができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

インクルーシブ教育の推進

根拠法令等

- ・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項
- ・学校施設環境改善交付金要綱第2第2項(別表 1-7-カ)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、広島市、島根県、福岡県、久留米市、長崎県、宮崎県

○本県では新築や改修の際にエレベーターや多目的便所を整備しており、また、障害のある生徒が入学又は在学することとなった場合にも必要に応じて整備している。H28.4.1に施行された障害者差別解消法では、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、社会的障壁を取り除くための、必要かつ合理的な配慮の不提供の禁止(国・地方公共団体は法的義務)となっていることから、速やかな対応をするためにも国の支援制度が必要である。

○本県内でも、車椅子の生徒が県立高等学校へ進学し、中学校でもエレベーターが設置されていたことから、バリアフリーにおいて、格差が生じることのないよう、エレベーターを設置した事例があるが、高等学校は国の支援制度の対象となっていないため多大な財政負担を強いられた。

○本県では建物の改修に合わせて入口スロープや身障者用トイレ、エレベーター等の整備を進めている。エレベーターについては財源の課題もあり、平成28年4月1日時点における整備率が23%にとどまっている状況である。高等学校についても補助制度の対象とすることで、バリアフリー化の促進が図られる。

○障害者差別解消法の施行を受けて、今後、障害者が高等学校に入学した際の合理的配慮として、エレベーター、スロープ等の整備をこれまで以上に進めることが求められる。特に、学校は、若年の特定の者しか利用しない施設で、学校新設時にエレベーターを整備していない場合が多く、現在でも未整備の学校が多く存在してい

る。高等学校については、車いすを常用している生徒が入学してきた際に単独事業でエレベーター整備を行うなど対応してきたが、現在でも8校中2校が未整備となっており、今後、対応が求められることが見込まれる。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、今後、県立学校進学者が増加し、必要な施設改修費の増加も見込まれる。実際に、保護者から進学を希望している高校にエレベータを設置してほしいとの要望も出ていることから、提案団体同様、学校施設環境改善交付金等国の財政措置を求めます。

○学校からは、エレベーターやスロープ設置、トイレ改修等のバリアフリー化の要望があり、島根県では県単独事業で対応している。今後、インクルーシブ教育の推進や高校での通級による指導の制度化など、障がいのある生徒に対する施設整備の必要性は高まると考えられる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

地方消費者行政交付金に係る事業開始期限及び活用期間の延長

提案団体

熊本県

制度の所管・関係府省

消費者庁

求める措置の具体的内容

地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成 29 年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業ともそれぞれ活用期間が定められている(事業メニュー7.消費者安全法第 46 条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

1 相談窓口へ専門相談員が配置されていない自治体が平成 28 年 3 月現在で 8 町村あり、今後、相談機能体制の充実を図るべく相談員の配置を進めて行く必要があるが、相談員となる人材が、特に地方では著しく不足していることから配置できない状況にあり、当該交付金事業の開始期限である平成 29 年度までに相談員配置が間に合わない公算が大きい。

単独による相談員配置が現状では困難として広域連携を模索する自治体もあるが、自治体相互間の調整等に時間を要しており、相談員配置の見込みはたっていない。

2 相談員配置が進まない理由として、自治体の財政事情による部分も少なくなく、財政力指数が 0.1~0.2 台と財源の乏しい、財政力の弱さも挙げられる。当該交付金事業の活用期間はメニュー毎に設定されているが、この活用期間終了後は一律にすべて相談員の人件費等を自主財源で賄わなければならない、このことが一部の自治体における相談員の常設等の動きを鈍くしている一因となっている。終期の設定により、消費者行政に係る経費の中長期的な見通しを立てることができず、相談員の配置といった持続的な体制を見据えた取組に慎重となっている姿勢が見られる。

また、既に相談員を設置している自治体にあっても、今後複雑、多様化する消費生活相談に対応していくためには相談員のレベルアップは欠かせず、最新情報の収集など定期的に知識を蓄えていく必要があるが、交付金活用期間終了後において、昨今の自治体の厳しい財政状況下にあっては自主財源の確保が容易ならざる状況も想定される。このため、相談員の専門性の維持・確保が困難となる等、質の低下を招き、相談窓口業務の後退につながるおそれがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正の必要性】

地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用は、事業の開始が平成 29 年度末までとされている(事業メニュー7.消費者安全法第 46 条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)が、事業の開始期限を延長することで、相談員未配置の自治体に対し当面の間、交付金の活用ができるという安心感を与え、腰を据えた相談員の確保にあたることができ、充実した消費生活相談窓口体制の構築に向けた取組が可能となる。

また、当該交付金の各事業とも活用期間が定められている(事業メニュー7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)が、交付金の活用期間の延長によって、相談員未配置の自治体においては消費者行政に係る経費につき、ある程度の見通しを得ることが可能となり、相談員の配置など持続的な体制を見据えた取組を進めることが期待できる。既に相談員を設置している自治体においても、相談員の確保や資質の維持・向上を図ることができ、消費生活相談窓口業務の安定性が保たれる。

制度改正により、「地方消費者行政強化作戦」の政策目標である相談体制の質の向上につながるものと考えられる。

根拠法令等

地方消費者行政推進事業実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、秋田県、湯沢市、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、新潟県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、福知山市、大阪府、茨木市、門真市、兵庫県、三田市、宍粟市、奈良県、愛媛県、宇和島市、東温市、高知県、福岡県、北九州市、久留米市

○交付金等を活用して市町村の消費者行政の充実・強化を進めているが、市町村によって進捗・熟度に差がある。最近になり、相談員を配置した市や啓発事業に着手した町村では、今後、啓発講座の実施に発展させていく必要があることや、消費者安全法の改正を踏まえた福祉部門等との連携による高齢者等の見守り活動など、新たな課題への対応が求められている。しかしながら、事業開始期限が平成29年度まででは対応が困難である。また、消費者安全法の改正を踏まえた見守りなど、新たな課題への対応が必要であるが、交付金の活用期間には制限があることから、活用期間終了後、対応できなくなるおそれがある。

○本県の市町村消費生活相談員配置率は、27年4月現在で25.4%、全国45位と震災の影響もあり他県に比べ大分遅れている状況である。

現在各市町村を訪問し、広域連携も含め配置を働きかけているところであるが、市町村においては将来の財源不安もあり、難航していることから、29年度までに配置を進めるのは非常に困難である。

○本県では、平成26年10月に県内すべての市町村において、週4日以上相談窓口の開設が実現し、一定量の相談に対応する体制が整ったものの、相談員配置が1名で、相談件数が少なく相談員のノウハウが蓄積しにくいといった相談体制が脆弱な市町村もある。

そのため、相談員の複数配置や市町村の境界を越えた広域連携の実施など、質的な充実が求められる。

しかしながら、交付金の活用期間終了後は、相談員の人件費等を自主財源で賄うこととなるため、継続的な相談体制の整備に慎重になっている市町村がある。

○本市においても、地方消費者行政活性化基金および地方消費者行政推進交付金を活用し、相談受付時間の延長などのサービス向上のほか、相談員・嘱託員を増員し、国の要請に応じて相談員の処遇改善にも積極的に取り組むなど、消費者行政の充実・強化を図ってきた。

しかし交付金活用期間終了後において、昨今の自治体の厳しい財政状況下にあつては自主財源の確保が困難な状況も想定されることから、相談窓口の業務の後退などが強く懸念される。

また、平成28年4月1日の消費者安全法の施行により、国及び地方公共団体は高齢者等を支えるための地域ネットワークの構築が努力義務とされた。今後、地域ネットワークの構築をすすめれば、必然的に消費生活相談件数の大幅な増加が見込まれ、消費生活総合センターの機能強化が拡大的、継続的に必要である。このことから、財源確保は最重要課題である。

なお、本市のセンターで受け付けた相談内容は全国データベースであるPIO-NET(パイオネット)に入力し、その情報は国の省庁でも参照され、法改正や各種施策に活用されているが、自治体の消費生活相談員が、多大な努力をかけて情報を入力していることも踏まえ、財源措置の継続が必要と考える。

○相談窓口へ専門相談員が配置されていない自治体は平成28年3月末現在で17町村(全体の48.6%)ある。

交付金対象事業のうち、特に相談体制整備事業(相談員の配置)については、配置に係る経費を継続的に相当額を確保する必要がある事業である。このため、自治体の厳しい財政事情の中で、財政当局等の理解を得ることが難しく、交付金を活用した相談員配置が進まない理由として、「活用期間終了後の財源確保が困難であるため」という課題をあげる自治体も多い。

また、一部の自治体では、相談員を配置すべく相談員の募集をかけても応募がないということもあり、平成29年度末までの配置は困難と思われる。